

**福島町津波避難対策計画
(改訂版)**

令和8年4月

福島町

目 次

第 1 章 総則	1
1 目的	1
2 計画の修正	1
3 用語の意味	1
第 2 章 避難計画	2
1 基本方針	2
2 津波浸水想定区域および津波到達時間の設定	3
3 避難対象地域の指定	9
4 避難困難地域の指定	11
5 津波避難方針	14
第 3 章 初動体制	20
1 職員非常配備基準	20
2 職員の連絡・参集体制	20
3 避難誘導等に従事する者の安全の確保	21
4 津波情報等の収集・伝達	21
第 4 章 避難指示の発令	23
1 避難指示の発令基準	23
2 避難指示の伝達方法	24
3 避難指示の解除	24
第 5 章 津波対策の教育・啓発	25
第 6 章 津波避難訓練の実施	28
第 7 章 積雪・寒冷地対策	29
1 冬季道路交通の確保	29
2 避難対策、避難生活環境の確保	29
3 電力の確保	29
4 緊急通信ネットワークの確保	29
5 雪崩対策	29
6 救助・救出体制の強化	29
第 8 章 その他の留意点	30
1 冬季道路交通の確保	30
2 避難行動要支援者の避難対策	30
3 地域コミュニティにおける防災活動の推進	30

第9章 地区津波避難方針	31
1 松浦・吉野地区（沿岸部）	32
2 館崎地区（沿岸部）	33
3 吉岡地区（沿岸部）	34
4 豊浜・宮歌地区（沿岸部）	35
5 白符地区（沿岸部）	36
6 日向地区（沿岸部）	37
7 館古・三岳・新栄地区（市街地部）	38
8 福島地区（市街地部）	39
9 緑町・丸山団地・月崎地区（市街地部）	40
10 塩釜・浦和・岩部地区（沿岸部）	41

第1章 総則

1 目的

この計画は、東日本大震災における大規模な津波による被害を教訓に、将来発生が予想される津波災害に対し、地震・津波発生直後から津波が終息するまでの概ね数時間から2、3日の間、住民の生命、身体の安全を確保するための避難計画である。

2 計画の修正

この計画は随時検討を加え、必要があると認められるときは、これを修正する。

3 用語の意味

この計画において、使用する用語の意味は次のとおりである。

表 本計画にて使用する用語とその意味

	用語	定義	
1)	津波浸水想定区域	最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域	
2)	避難対象地域	津波が発生した場合に避難が必要な地域で、且つ津波浸水想定区域に基づき町が指定する区域	
3)	津波一時避難場所	津波を伴う地震が発生した場合、津波から一時的に避難するための場所	総称して「避難先」
4)	指定緊急避難場所	避難情報の発令時に、危険から命を守るために緊急的に避難する場所	
5)	指定避難所	災害の危険があり避難した住民等が災害の危険がなくなるまで必要な期間滞在し、または災害により自宅へ戻れなくなった住民等が一時的に滞在することを想定した施設	
6)	避難目標地点	津波の危険から避難するために、住民等がとりあえず生命の安全を確保するために避難の目標とする地点（必ずしも指定緊急避難場所等とは一致しない）	
7)	避難路	避難する場合の道路で、町が指定するもの	
8)	避難経路	避難するための経路で、避難路以外の道路に自主防災組織や町内会、住民が設定するもの	総称して「避難経路等」
9)	避難困難地域	最大クラスの津波想定において、津波到達時間までに避難対象地域の外(避難の必要がない安全な地域)または避難先（避難目標地点、津波一時避難場所など）まで避難することが困難な地域	

第2章 避難計画

1 基本方針

津波避難計画は、地域の状況を十分に考慮し、その特性に応じた以下の考え方に基づいて策定する。

(1) 当該計画の策定にあたっては、「北海道津波避難計画策定指針(R6.3策定)」「市町村における津波避難計画策定指針(R8.1改正)」などを参考にする。

(2) 福島町の地形を踏まえ、町内の地区を「市街地部」「沿岸部」に分けて検討する。

※市街地部：館古、三岳、新栄町、福島（川原町・吉田町・本町・上町）、
緑町、丸山団地、月崎（地区）

沿岸部：松浦、吉野、館崎、吉岡、豊浜、宮歌、白符、日向、塩釜、
浦和、岩部（地区）

(3) 福島町では、特に積雪寒冷期を含めた通年で適切な避難が可能となる計画を検討することが重要であることから、「夏季」「冬季」に分けて検討する。

(4) 避難時においては原則徒歩避難とするも、地区の条件などを踏まえ、車による避難についても検討する。

2 津波浸水想定区域および津波到達時間の設定

福島町における津波浸水想定区域および津波到達時間は、北海道太平洋沿岸津波浸水想定（令和3年7月）によるものとする。

当町における津波到達時間は下記表のとおりであり、このうち第1波到達時間に着目すると、津波の最短到達時間は吉野地区の17分である。

表 福島町の代表地点およびその津波到達時間

代表地点	最大津波高	影響開始時間		(参考)	
		±20cm	+20cm	第1波	最大波
岩部漁港	4.9m	8分	15分	26分	26分
浦和	5.2m	10分	17分	22分	22分
月崎	4.7m	8分	8分	22分	28分
福島漁港 (白符)	8.6m	9分	9分	20分	28分
吉岡	5.3m	5分	5分	19分	19分
吉野	8.8m	5分	9分	17分	22分

また、当町における津波浸水想定区域は下記図のとおりであり、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合には、松浦地区から岩部地区まで広範囲にわたって浸水することが想定されている。

尚、津波浸水想定区域については、地震の発生場所や規模、その他要因により、想定を上回る範囲が浸水する可能性があることから、発災時における自身の所在地が津波浸水想定区域内外に関わらず、より高台へ、より沿岸部から遠方へ避難することが必要である。

また、津波到達時間についても、同様の要因により予想時間よりも早く到達する可能性があることから、表中の津波到達時間にとらわれることなく、速やかに避難行動を開始する必要がある。



「測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R-3JHs 167」

〔留意事項〕

- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第8条第1項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
- 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）を設定するものです。
- 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。
- 浸水域や浸水深は、局所的な地盤の凹凸や構造物の影響のほか、地震による地盤変動や構造物の変状等に関する計算条件の差異により、浸水域外でも浸水が発生したり、局所的に浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
- この津波浸水想定では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を明示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。
- 「津波浸水想定」の浸水域や浸水深は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による被害や被害の発生範囲を示すものではないことにご注意ください。
- 浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
- 地盤の硬さが想定より陸域に近いなど、条件が異なる場合には、ここで表した時間よりも早く津波が来襲する可能性があります。
- 一総河川や一部の都市部以外の航空レーザー測量のデータがない地域では、国土地理院発行の数値地図25000を複製してシミュレーションに用いる地形データを作成しているため、航空レーザー測量のデータより津波高の精度が低い区域があります。
- 津波は自然現象であることから、想定には不確実性を伴います。また、今回想定は、限られた条件設定のもとで想定したもので、条件設定（路面凍結や河川流氷、構造物の破壊状況）の違いによる不確実性を含むものであるため、今回想定した津波高等はある程度幅を持っており必ずしも今回の想定結果とおりとは限らず、場合によってはこれを超過することもあり得ることに注意する必要があります。
- 今後、数値の精査や表記の改善等により、修正の可能性があります。

[シミュレーションの条件]

- (1) 想定津波
 - 日本海津波モデル【三陸・日高沖①】
 - 日本海津波モデル【三陸・日高沖②】
 - 日本海モデル【F17】
 - 日本海モデル【F18】
 - 日本海モデル【F20】
- (2) 構造物条件
 - 海岸堤防、河川堤防などの施設は地震動により破壊、または津波が越流すると施設機能が失われる想定
- (3) 湖位条件
 - 朔望平均満潮位

市町名	最大津波高 (T.P.m)	影響開始時間(分)		(参考)最大津波 到達時間(分)
		±20cm	+20cm	
長万部町	6.2 ~ 7.5	12 ~ 20	71 ~ 73	81 ~ 90
八雲町	5.8 ~ 10.4	17 ~ 32	59 ~ 74	65 ~ 209
森町	4.3 ~ 11.3	5 ~ 34	41 ~ 59	47 ~ 66
鹿部町	8.6 ~ 11.9	6 ~ 21	34 ~ 41	42 ~ 49
函館市	2.9 ~ 8.7	2 ~ 23	2 ~ 38	26 ~ 223
北斗市	5.1 ~ 7.8	5 ~ 18	43 ~ 50	53 ~ 61
木古内町	4.4 ~ 9.0	8 ~ 15	17 ~ 38	50 ~ 100
知内町	2.9 ~ 8.7	1 ~ 16	1 ~ 32	23 ~ 93
福島町	2.9 ~ 11.6	1 ~ 13	1 ~ 17	15 ~ 59

図 北海道太平洋沿岸の津波浸水想定区域（渡島総合振興局管内）

【留意事項】

- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第8条第1項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
- 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）を設定するものです。
- 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。
- 浸水域や浸水深等は、局所的な地面の凹凸や構造物の影響のほか、地震による地盤変動や構造物の変状等に関する計算条件の差異により、浸水域外でも浸水が発生したり、局所的に浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
- この津波浸水想定では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を明示していませんが、津波の湧上等により、実際には水位が変化することがあります。
- 「津波浸水想定」の浸水域や浸水深は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を示すものではないことにご注意ください。
- 浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
- 地震の震源が想定より陸域に近いなど、条件が異なる場合には、ここで表した時間よりも早く津波が来襲する可能性があります。
- 一級河川や一部の都市部以外の航空レーザ測量のデータがない地域では、国土地理院発行の数値地図25000を複製してシミュレーションに用いる地形データを作成しているため、航空レーザ測量のデータより津波高の精度が低い区域があります。
- 津波は自然現象であることから、想定には不確実性を伴います。また、今回想定は、限られた条件設定のもと想定したもので、条件設定（路面凍結や河川流着、構造物の破壊状況）の違いによる不確実性を含むものであるため、今回想定した津波高等はある程度幅を持っており必ずしも今回の想定結果とおりにはならず、場合によってはこれを超えることもあり得ることに注意する必要があります。
- 今後、数値の精査や表記の改善等により、修正の可能性があります。

凡例

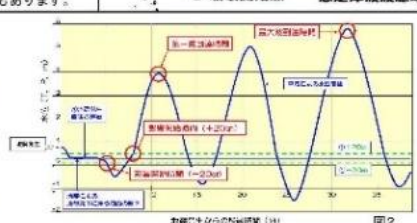
- 20m以上
- 10m以上～20m未満
- 5m以上～10m未満
- 3m以上～5m未満
- 1m以上～3m未満
- 0.5m以上～1m未満
- 0.3m以上～0.5m未満
- ～0.3m未満

●代表地点周辺で予測される津波諸元

地点名	※図2参照
最大津波高 (T.P.m)	±0.2m
影響開始時間	第1波 最大波
○0m	○0分



※注1 各種高さの模式図（図1参照）
 最大水位は、代表地点周辺における最高の津波高さ（標高）です。
 浸水深は、各地の地震面からの水深の高さです。
 浸水域は、海岸線から陸域に津波が遡上することが想定される区域です。
 ※注2 津波影響開始時間と津波到達時間（図2参照）
 津波影響開始時間は、地震による地盤沈下に伴い低下した地震発生直後の海面（初期水位）に、±20cmの変動が生じるまでの時間。
 地震発生から、海岸・海中の人物に影響が出る恐れのある津波による水位変化（初期水位から水位変化が±70cmが生じるまでの時間）です。
 なお、最大波は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
 また、実際の津波到達予想時間はこれよりも早くなる場合もあります。



「測量法に基づく国土地理院長承認(使用) R 3JHs 167」

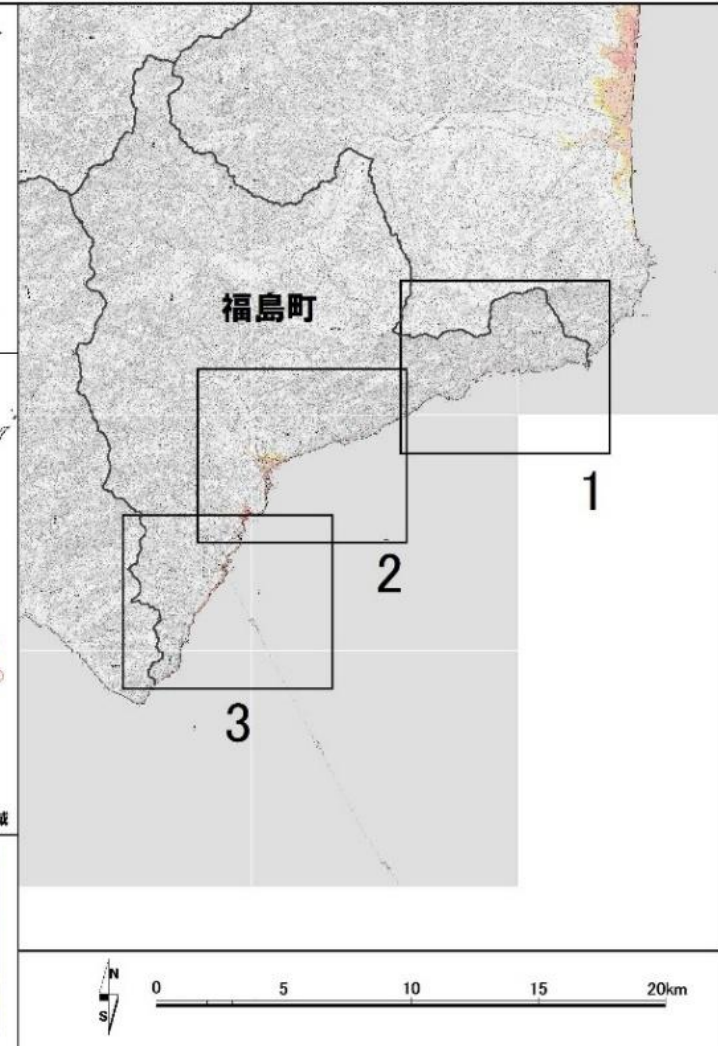


図 北海道太平洋沿岸の津波浸水想定区域（福島町）

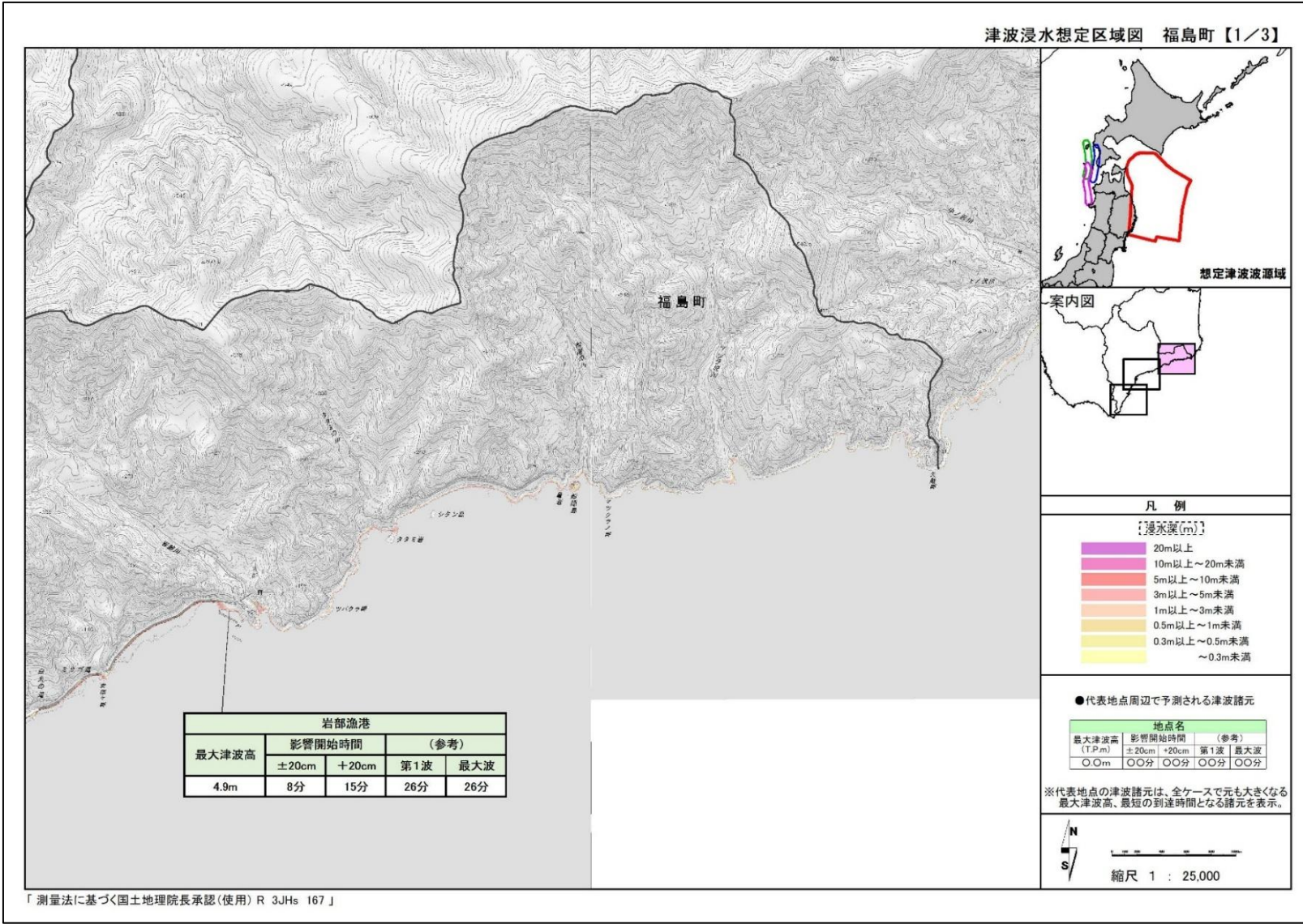


図 北海道太平洋沿岸の津波浸水想定区域 (福島町：岩部地区)

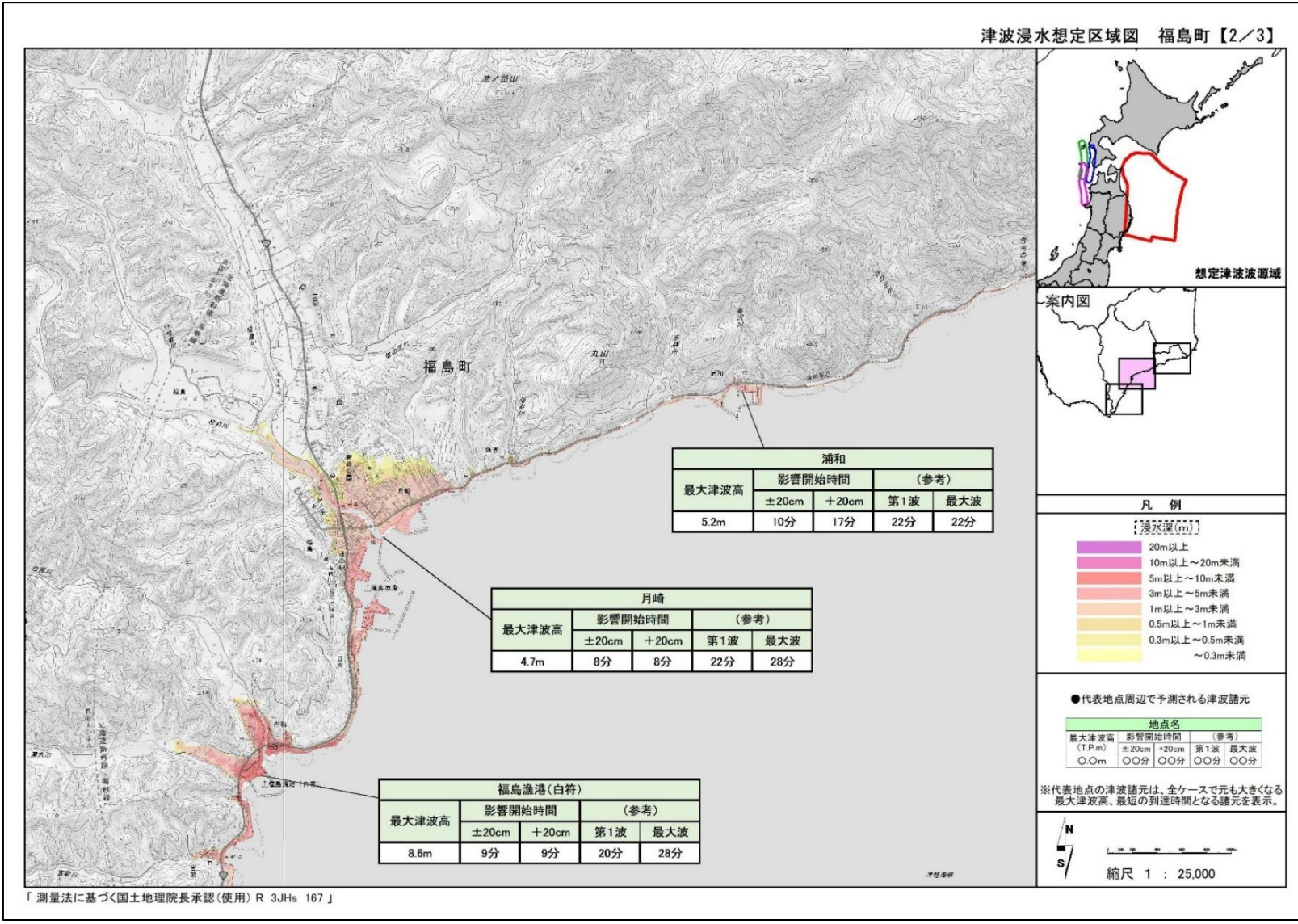


図 北海道太平洋沿岸の津波浸水想定 (福島町：宮歌～浦和地区)

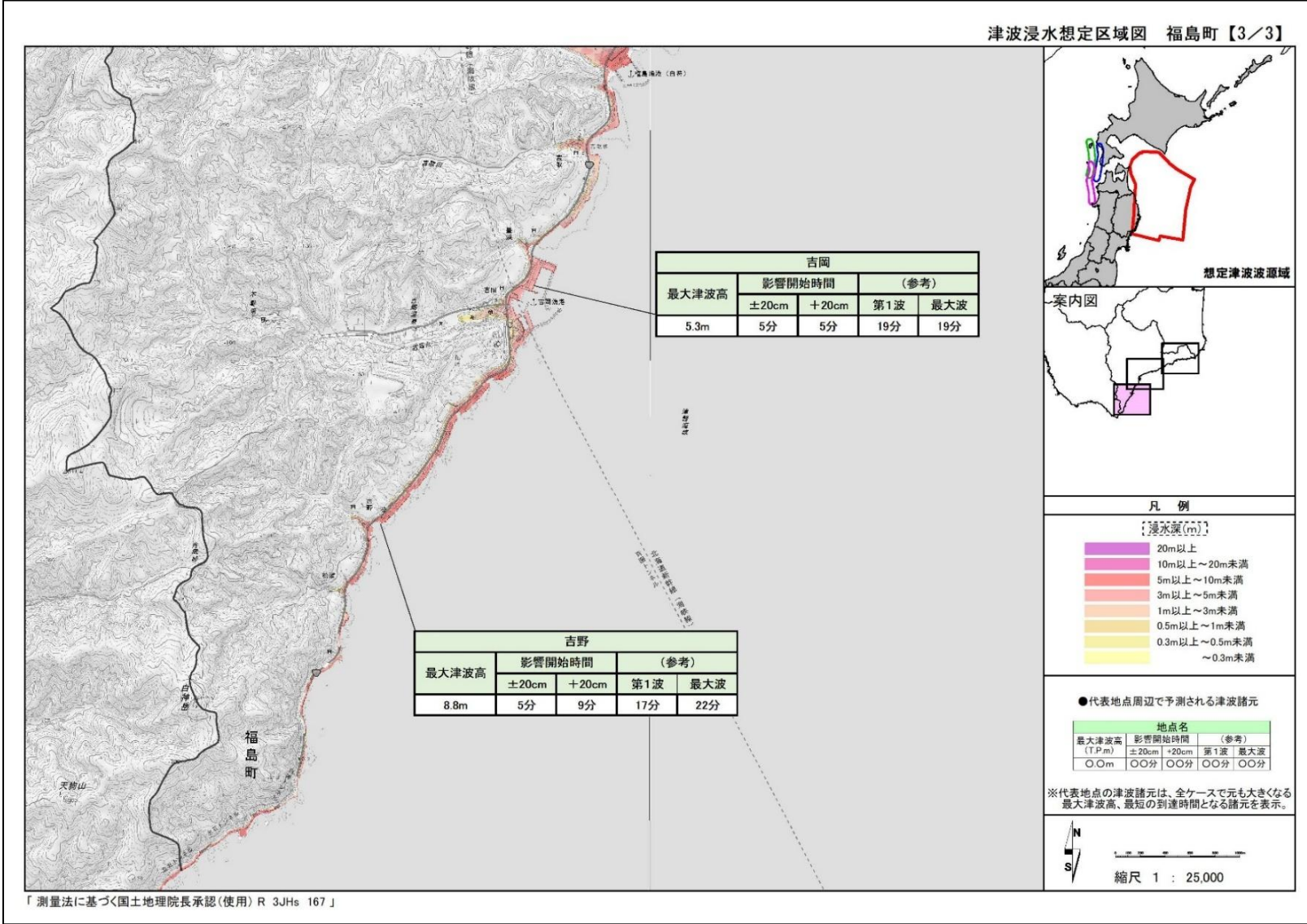


図 北海道太平洋沿岸の津波浸水想定 (福島町：松浦～宮歌地区)

3 避難対象地域の指定

津波が発生した場合に避難が必要な地域で、津波浸水想定区域図に基づき、安全性の確保、円滑な避難等を考慮して、町内会単位を基本に下表のとおり指定する。

表 避難対象地域および対象世帯・人口

避難対象地域 (町内会名)	対象世帯・人口 (町内会全体)	(参考：津波浸水区域面積を踏まえた (※) 津波浸水想定世帯・人口)		
		居住区域	浸水区域	浸水想定世帯・ 人口
松浦町内会	30世帯 66人	2.96ha	1.50ha	18世帯 35人
吉野1町内会	32世帯 65人	4.72ha	3.33ha	25世帯 49人
吉野2町内会	45世帯 87人	5.35ha	3.84ha	35世帯 65人
館崎3町内会	22世帯 42人	3.75ha	2.13ha	15世帯 26人
館崎2町内会	37世帯 71人	8.75ha	3.47ha	17世帯 30人
館崎1町内会	54世帯 89人	9.08ha	3.18ha	21世帯 32人
吉岡3町内会	35世帯 61人	11.30ha	0.96ha	4世帯 6人
吉岡2町内会	23世帯 41人	2.26ha	1.09ha	12世帯 21人
吉岡1町内会	21世帯 38人	2.78ha	1.75ha	14世帯 25人
豊浜町内会	42世帯 81人	2.86ha	1.82ha	29世帯 53人
宮歌町内会	74世帯 125人	11.47ha	7.06ha	48世帯 79人
白符1町内会	83世帯 138人	10.14ha	8.91ha	75世帯 124人
白符2町内会	29世帯 52人	3.87ha	3.28ha	27世帯 46人
白符3町内会	12世帯 20人	0.95ha	0.88ha	12世帯 20人
日向2町内会	45世帯 76人	3.09ha	1.97ha	31世帯 51人
日向1町内会	41世帯 74人	4.64ha	4.23ha	39世帯 70人
日向3町内会	28世帯 60人	1.98ha	1.43ha	22世帯 45人
上町町内会	93世帯 157人	6.80ha	5.43ha	76世帯 128人
本町町内会	40世帯 74人	3.36ha	1.96ha	24世帯 44人
館古町内会	54世帯 98人	5.05ha	0.06ha	2世帯 2人
吉田町町内会	65世帯 124人	14.14ha	4.51ha	22世帯 41人
川原町町内会	29世帯 49人	4.66ha	3.94ha	26世帯 43人
月崎1町内会	134世帯 253人	22.74ha	20.76ha	125世帯 232人
月崎2町内会	122世帯 237人	16.50ha	9.54ha	73世帯 140人
丸山町内会	92世帯 179人	5.39ha	0.17ha	3世帯 6人
緑町町内会	64世帯 111人	8.32ha	7.83ha	62世帯 107人
新栄町町内会	166世帯 290人	13.61ha	0.08ha	2世帯 2人
三岳1町内会	215世帯 317人	34.87ha	2.93ha	21世帯 28人
塩釜町内会	33世帯 65人	5.36ha	1.43ha	10世帯 19人
浦和町内会	18世帯 37人	4.52ha	0.83ha	5世帯 8人
岩部町内会	2世帯 3人	6.69ha	1.24ha	2世帯 2人

(世帯数および人口は、令和6年11月末現在の住民基本台帳による)

※浸水想定世帯・人口は、居住区域(町内会区域のうち、水道供給区域)面積を母数としたときの浸水区域(北海道公表の太平洋沿岸における津波浸水想定)の割合を対象世帯・人口にそれぞれ掛け合わせた値となっている。

4 避難困難地域の指定

福島町における津波避難困難地域は、津波浸水想定区域のうち、避難先（避難目標地点・津波一時避難場所など）へ「徒歩」で避難可能と想定した距離の範囲を除いた地域を踏まえ、町内会区域ごとに指定する。

（１）津波到達時間

福島町における津波到達時間は、北海道が公表している津波浸水想定区域図の「津波第一波到達時間」の最短時間とする。

町内における「津波第一波到達時間」は「吉野：17分」「吉岡：19分」「福島漁港：20分」「月崎：22分」「岩部漁港：26分」であったことから、本計画における津波到達時間は「17分」とする。

尚、実際の津波到達時間は地震の発生地点や規模等の条件により、想定よりも早く到達する場合がある。このため、避難行動にあたっては津波予想時間にとられることなく、速やかな避難を行うことが重要である。

（２）避難可能距離（範囲）の設定

津波到達時間および避難時の歩行速度（夏季・冬季）に基づき、地震発生から津波到達時間までの間に避難が可能な距離（範囲）を設定する。

ア 歩行速度

歩行速度は、夏季 1.0 m/秒（「北海道津波避難計画策定指針」より）、冬季 0.8m/秒（「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の被害想定項目および手法の概要」より）とする。

ただし、歩行困難者や乳幼児等は、歩行速度が低下することや、夜間に発災した場合には、避難速度が昼間よりも低下することにも留意する必要がある。

イ 避難開始時間の検討

避難開始時間は、全町一律で地震発生から夏季が5分後、冬季が7分後（「北海道津波避難計画策定指針」より）を目安とする。

ただし、夜間に発災した場合には、避難を開始するまでに昼間より時間がかかることがあることにも留意する必要がある。

ウ 避難可能距離の設定

北海道津波避難計画策定指針より、避難可能距離（範囲）は以下の式を参考に設定した。

- ・ 避難可能距離＝歩行速度×避難可能時間
- ・ 避難可能時間＝津波到達時間（17分）－避難開始時間

加えて、「津波避難対策推進マニュアル検討会 報告書：第2章 市町村における津波避難計画策定指針（総務省消防庁：令和8年1月16日改定）」では、「避難できる限界の距離は最長でも500m程度を目安とする（より長い距離を目安とすることも考えられるが、災害時要援護者等の避難できる距離、緊急避難場所等までの距離、避難手段などを考慮しながら、各地域において設定する必要がある。）」と示されていることから、本計画では、避難可能距離が500m以上の場合は500mを避難できる限界の距離（夏季）とした。

また、冬季は夏季と比較して歩行速度が2割程度低下することを踏まえ、避難できる限界の距離（冬季）を400mとした。

尚、実際の移動は直線での移動ではなく、最短の道に沿って移動する。そのため、避難可能距離を1.5で除した値の範囲を避難可能な上限距離とした。（「津波避難を想定した避難路、避難施設の配置および避難誘導について（第3版）」（国土交通省）より）

算出結果として、避難可能距離は、夏季で333m、冬季で267mとなった。

<夏季の避難可能距離>

$$\text{避難可能距離} = 1.0 \text{ m} / \text{秒} \times (17 \text{ 分} - 5 \text{ 分}) = 720 \text{ m}$$

※ただし、避難可能な上限距離を500mとしたため、一律500mとなる
避難の経路を考慮した場合： $500 \text{ m} \div 1.5 = 333.33 \dots \approx 333 \text{ m}$ の範囲

<冬季の避難可能距離>

$$\text{避難可能距離} = 1.0 \text{ m} / \text{秒} \times (17 \text{ 分} - 7 \text{ 分}) = 600 \text{ m}$$

※ただし、避難可能な上限距離を400mとしたため、一律400mとなる
避難の経路を考慮した場合： $400 \text{ m} \div 1.5 = 266.66 \dots \approx 267 \text{ m}$ の範囲

(3) 避難先の設定

避難困難地域の抽出に向け、「市街地部」「沿岸部」それぞれの避難先を設定した。

「市街地部」は避難先を避難目標地点とし、津波浸水想定範囲の境界と避難路との接点付近に設定した。

一方で、「沿岸部」は住宅地が海と山（崖）に挟まれているケースが多く、市街地部における避難目標地点での抽出条件をそのまま適用した場合、実態を反映した正確な地点を設定することが困難である。このため、避難先については、近隣に位置する「高台の避難適地」「津波一時避難所」「指定緊急避難場所 兼 指定避難所」（福島町防災マップより）を設定した。

尚、本項における避難先の設定にあたっては、現行の町防災マップにおいて指定されている避難先を対象に、夏季および冬季の現地調査結果等を踏まえて検討を行った。その結果、年間を通じて徒歩による避難が困難と判断される避難先については除外した上で避難先を設定した。詳細については「第9章 地区津波避難方針」にて整理する。

(4) 避難困難地域の抽出

前述の(1)～(3)の条件を基に町内会別に避難困難地域を抽出した。抽出条件の概要を以下に整理する。

表 避難困難地域の抽出条件

	夏季	冬季
沿岸部	避難先（高台の避難適地など）から半径 333m の範囲	避難先（高台の避難適地など）から 267m の範囲
市街地部	避難目標地点から半径 333m の範囲	避難目標地点から半径 267m の範囲

尚、地形特性の違いを踏まえ、「市街地部」「沿岸部」における避難困難地域の抽出方法をそれぞれ以下のように設定した。

表 避難困難地域の抽出方法

沿岸部	町内会内に避難困難地域が一部でも存在する場合は、町内会一帯を避難困難地域として抽出
市街地部	町内会の区域内において、避難困難地域とそれ以外の地域が混在する場合には、区域を区分した上で避難困難地域を抽出

町内会ごとにおける避難困難地域の抽出結果については、「第9章 地区津波避難方針」にて整理する。

5 津波避難方針

福島町における津波避難方針を以下に設定する。

(1) 避難方法

福島町における津波避難方法は原則徒歩避難とするも、以下の場合には車による避難を推奨するものとする。

- ・津波避難困難地域から避難する場合
- ・沿岸部から避難する場合
- ・避難行動要支援者など自力で避難することができない方を避難させる場合
- ・要配慮者等が徒歩で避難することによって避難に多くの時間を要する場合

※避難先までの距離が相当ある場合や、避難行動要支援者等の円滑な避難が非常に困難で、かつ自動車などを利用した場合であっても、渋滞や交通事故のおそれ、または徒歩による避難者の円滑な避難を妨げるおそれがある場合は、町内会ごとにその実情に応じた避難方法や協力体制をあらかじめ検討し、相互共有をしておくものとする。

(2) 避難先（津波避難目標地点を除く）

避難先に関する検討については、避難所としての安全性に加えて機能性が確保されている場所を設定するように努める。

- ・避難先での物品の設置または地震による落下等により避難上の支障を生じさせないこと
- ・安全区域内（浸水想定区域外）に立地すること
- ・避難者一人あたり十分なスペースが確保されていることが望ましい
- ・指定緊急避難場所の表示があり、入口等が明確であることが望ましい
- ・車避難に対応可能な機能（駐車場など）が十分に確保されていることが望ましい

津波避難方針の設定に伴い、避難先（避難目標地点を除く）の位置付け変更、および避難先の廃止・集約を実施した。

以下に、避難先の位置付け変更方針および各避難所における位置付け変更状況（存続・新設・廃止）を整理するとともに、各町内会における避難先方針についてとりまとめた。

<避難先（避難目標地点を除く）の位置付け変更方針>

【避難先（避難目標地点を除く）の位置付け（現状）】

- 指定緊急避難場所 兼 指定避難所（町管理：7箇所）
⇒避難情報が発令された際、住民が緊急的に避難し、その後一時的に滞在することを想定した施設
- 津波一時避難場所（町管理：34箇所）
⇒津波から一時的に避難するための場所
- 高台の避難適地（町管理：11箇所）
⇒津波から身の安全を確保することが可能な場所（高台）

【避難先（避難目標地点を除く）の位置付け（変更）】

- 指定緊急避難場所 兼 指定避難所（町管理：9箇所）
⇒避難情報が発令された際、住民が緊急的に避難し、その後一時的に滞在することを想定した施設
- 津波一時避難場所（重点）（町管理：4箇所）
⇒複数の町内会の住民が津波から一時的に車なども含めて避難することが可能な場所（備蓄コンテナの設置、防災公園としての整備など）
- 津波一時避難場所（簡易）（町管理：8箇所）（※緊急避難場所）
⇒町内会の住民が津波から一時的に避難することが可能な場所
(標識等を設置)
- 高台の避難適地（町内会管理：3箇所）
⇒津波から身の安全を確保することが可能な場所
(町内会による管理)

表 各避難先（避難目標地点を除く）の位置付け変更状況一覧（存続・新設）

番号	名称	位置付け（旧）	方針	位置付け（新）
1	吉岡小学校	指定避難所等	存続	指定避難所等
2	福島町役場	指定避難所等	存続	指定避難所等
3	総合体育館	指定避難所等	存続	指定避難所等
4	福祉センター	指定避難所等	存続	指定避難所等
5	塩釜町内会館	指定避難所等	存続	指定避難所等
6	浦和町内会館	指定避難所等	存続	指定避難所等
7	岩部地区交流センター	指定避難所等	存続	指定避難所等
8	吉岡温泉 ゆとらぎ館	—	新設	指定避難所等
9	福島中学校（2階以上）	—	新設	指定避難所等
10	吉野八幡宮境内	津波一時避難場所	存続	津波一時避難場所 （簡易）
11	旧酒井宅前町道高台	津波一時避難場所	存続	津波一時避難場所 （簡易）
12	トンネルメモリアルパーク	津波一時避難場所	存続	津波一時避難場所 （重点）
13	白符大神宮境内	津波一時避難場所	存続	津波一時避難場所 （重点）
14	福島大神宮境内（高台）	津波一時避難場所	存続	津波一時避難場所 （簡易）
15	福島町生活改善センター駐車場	津波一時避難場所	存続	津波一時避難場所 （重点）
16	月崎ニュータウン広場	津波一時避難場所	存続	津波一時避難場所 （重点）
17	青函トンネル記念館駐車場	津波一時避難場所	存続	津波一時避難場所 （簡易）
18	福島商業高校グラウンド	津波一時避難場所	存続	津波一時避難場所 （簡易）
19	町道松浦2号線高台	高台の避難適地	存続	津波一時避難場所 （簡易）
20	宮歌地藏堂	高台の避難適地	存続	津波一時避難場所 （簡易）
21	新山水産裏町道高台	—	新設	津波一時避難場所 （簡易）
—	高台の避難適地①（館崎地区）	—	その他	高台の避難適地 （町内会管理）
—	高台の避難適地②（館崎地区）	—	その他	高台の避難適地 （町内会管理）
—	高台の避難適地③（日向地区）	—	その他	高台の避難適地 （町内会管理）

※「新山水産裏町道高台」は元々町道横にある階段上の広場を避難場所として位置付けていたが、安全性・機能性の確保が難しい状況であったことから廃止し、町道上の空間を避難場所として新たに設定した。（名称は引き続き「新山水産裏町道高台」を使用）

表 各避難先（避難目標地点を除く）の位置付け変更状況一覧（廃止）

番号	名称	位置付け（旧）	方針	位置付け（新）
1	旧山口宅裏高台	津波一時避難場所	廃止	—
2	新山水産裏町道高台	津波一時避難場所	廃止	—
3	吉野墓地高台	津波一時避難場所	廃止	—
4	三鹿宅横高台	津波一時避難場所	廃止	—
5	菊地宅裏町道高台	津波一時避難場所	廃止	—
6	福土宅前町道高台	津波一時避難場所	廃止	—
7	柳谷宅前町道高台	津波一時避難場所	廃止	—
8	佐藤宅横高台	津波一時避難場所	廃止	—
9	吉岡小学校グラウンド	津波一時避難場所	廃止	—
10	木村宅裏高台	津波一時避難場所	廃止	—
11	中山宅横林道高台	津波一時避難場所	廃止	—
12	旧富山宅裏高台	津波一時避難場所	廃止	—
13	三関宅国道向高台	津波一時避難場所	廃止	—
14	旧金谷宅横高台	津波一時避難場所	廃止	—
15	旧角谷宅横裏高台	津波一時避難場所	廃止	—
16	小鹿宅裏高台	津波一時避難場所	廃止	—
17	旧福土宅裏高台	津波一時避難場所	廃止	—
18	福島町役場駐車場	津波一時避難場所	廃止	—
19	ファミリースポーツ公園	津波一時避難場所	廃止	—
20	古谷宅裏高台	津波一時避難場所	廃止	—
21	丸山神社登山入口高台	津波一時避難場所	廃止	—
22	旧浦和小学校グラウンド	津波一時避難場所	廃止	—
23	浦和稲荷神社高台	津波一時避難場所	廃止	—
24	旧岩部小中学校グラウンド	津波一時避難場所	廃止	—
25	公営住宅三岳団地広場	津波一時避難場所	廃止	—
26	石川宅横高台	高台の避難適地	廃止	—
27	旧佐藤宅横高台	高台の避難適地	廃止	—
28	旧中山宅横高台	高台の避難適地	廃止	—
29	石岡宅横高台	高台の避難適地	廃止	—
30	工藤宅横高台	高台の避難適地	廃止	—
31	旧戸澤宅横高台	高台の避難適地	廃止	—
32	宮歌神社	高台の避難適地	廃止	—
33	坂口宅国道向高台	高台の避難適地	廃止	—
34	小笠原宅裏高台	高台の避難適地	廃止	—

※「新山水産裏町道高台」は元々町道横にある階段上の広場を避難場所として位置付けていたが、安全性・機能性の確保が難しい状況であったことから廃止し、町道上の空間を避難場所として新たに設定した。（名称は引き続き「新山水産裏町道高台」を使用）

表 避難対象地域ごとの避難先（避難目標地点を除く）一覧

避難対象地域 (町内会名)	対象世帯・人口 (町内会全体)	避難先 (指定避難所等、津波一時避難場所)
松浦町内会	30世帯 66人	・町道松浦2号線高台（一時：簡易）
吉野1町内会	32世帯 65人	・新山水産裏町道高台（一時：簡易） ・吉野八幡宮境内（一時：簡易） ・トンネルメモリアルパーク（一時：重点）
吉野2町内会	45世帯 87人	
館崎3町内会	22世帯 42人	・旧酒井宅前町道高台（一時：簡易） ・トンネルメモリアルパーク（一時：重点） ※高台の避難適地2箇所
館崎2町内会	37世帯 71人	
館崎1町内会	54世帯 89人	
吉岡3町内会	35世帯 61人	・吉岡温泉 ゆとらぎ館（指定） ・吉岡小学校（指定）
吉岡2町内会	23世帯 41人	
吉岡1町内会	21世帯 38人	
豊浜町内会	42世帯 81人	・吉岡方面（吉岡温泉 ゆとらぎ館など）
宮歌町内会	74世帯 125人	・宮歌地藏堂（一時：簡易） ・吉岡方面（吉岡温泉 ゆとらぎ館など） ・福島方面（福島町役場など）
白符1町内会	83世帯 138人	・白符大神宮境内（一時：重点） ・吉岡方面（吉岡温泉 ゆとらぎ館など） ・福島方面（福島町役場など）
白符2町内会	29世帯 52人	
白符3町内会	12世帯 20人	
日向2町内会	45世帯 76人	・福島方面（福島町役場など） ・福島大神宮境内（高台）（一時：簡易） ※高台の避難適地1箇所
日向1町内会	41世帯 74人	
日向3町内会	28世帯 60人	
上町町内会	93世帯 157人	・福島大神宮境内（高台）（一時：簡易） ・福島町生活改善センター駐車場 （一時：重点） ・福島町役場（指定）
本町町内会	40世帯 74人	・福島町生活改善センター駐車場 （一時：重点） ・福島町役場（指定）
館古町内会	54世帯 98人	
吉田町町内会	65世帯 124人	
川原町町内会	29世帯 49人	
月崎1町内会	134世帯 253人	・福島中学校（2階以上）（指定） ・月崎ニュータウン広場（一時：重点）
月崎2町内会	122世帯 237人	
丸山町内会	92世帯 179人	・青函トンネル記念館駐車場（一時：簡易） ・福島商業高校グラウンド（一時：簡易） ・総合体育館（指定） ・福祉センター（指定）
緑町町内会	64世帯 111人	
新栄町町内会	166世帯 290人	
三岳1町内会	215世帯 317人	
塩釜町内会	33世帯 65人	・塩釜町内会館（指定）
浦和町内会	18世帯 37人	・浦和町内会館（指定）
岩部町内会	2世帯 3人	・岩部地区交流センター（指定）

※世帯数および人口は、令和6年11月末現在の住民基本台帳による）

(3) 避難路

安全性・機能性の確保を優先に、次のような考えに基づき指定する。また、迅速かつ安全な避難を誘導するため、主要な避難路における標識の設置について検討する。

- ・山・がけ崩れ、建物の倒壊、転倒・落下物等による危険が少ないこと
- ・避難者数などに考慮し幅員が広いこと
- ・海岸・河川沿いの道路は原則として避難路としない
- ・避難路は原則として、津波の進行方向と同方向に避難するように指定、設定する
- ・円滑な避難ができるよう、避難誘導標識や同報無線等が周辺に設置されていること
- ・冬季に優先的に除雪が行われる路線を指定すること

(4) その他の整備方針、平時の利用

その他の整備方針として、避難路として指定した町道の拡幅や標識の新規設置や、避難先に指定した避難場所における長期滞在可能な拠点整備などが挙げられる。

また近年では、日常時（平時）と非常時（災害時）を区別することなく、普段使用しているものや場所、仕組みを災害時にもそのまま活用できるようにする「フェーズフリー」の考え方が広がっている。福島町においては、平時の利活用として、トンネルメモリアルパークへの新たな用途（キャンプ場等）の付与や、福島町生活改善センターの除却後の跡地活用（防災公園等）などが考えられる。

今後は、こうしたフェーズフリーの考え方を取り入れた避難所整備について、引き続き検討していくことが必要である。

第3章 初動体制

1 職員非常配備基準

大津波警報、津波警報および津波注意報（以下「津波警報等」）が発表された場合の町の防災体制および職員の連絡・参集体制は次による。

尚、地震発生時は、職員自らが各報道手段により情報を覚知して「緊急時職員初動マニュアル」の災害時の職員配置基準により自主参集することを基本とする。

表 地震および津波に対する配備体制

配備	配備基準	参集範囲
第1非常配備 (注意配備体制)	① 震度4観測 ② 津波注意報発令	・総務課(全員) ・建設課(全員) ・産業課(主査以上の職員)
第2非常配備 (警戒配備体制)	① 震度5弱・強観測 ② 津波警報発令	・全職員
第3非常配備 (特別警戒配備体制) (災害対策本部設置)	① 震度6弱以上観測 ② 大津波警報発令	

2 職員の連絡・参集体制

各配備対象となる職員は、夜間、休日等の勤務時間外において、配備基準に該当する津波警報等の発表を覚知したときは直ちに参集する。

また、参集途上において、火災、人身事故等に遭遇したときは、付近住民と協力し適切な処置をとる。

非常時の動員配備伝達系統は、次のとおりとする。

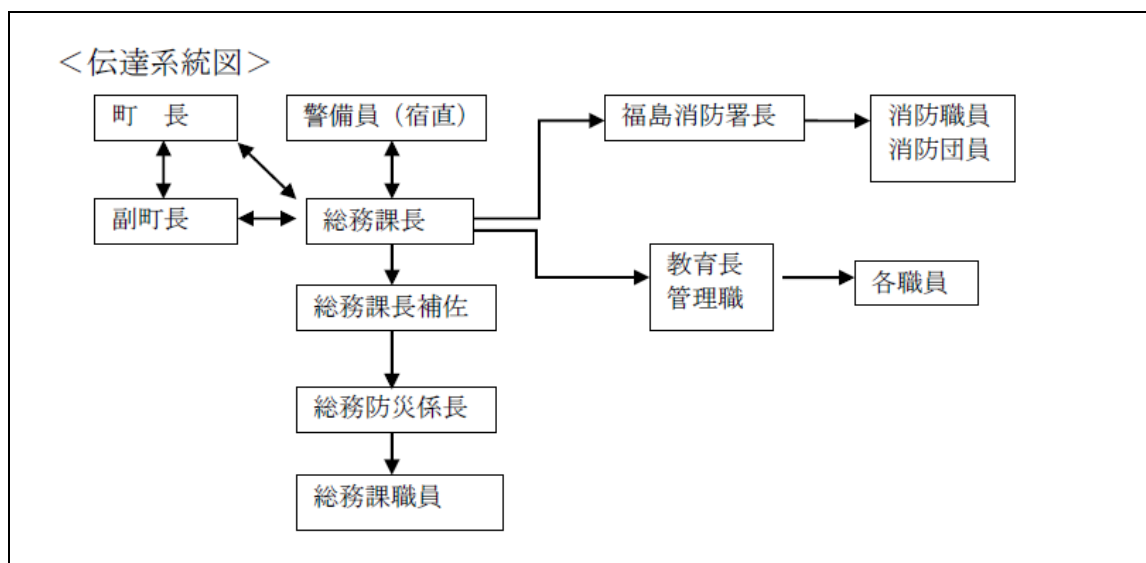


図 非常時の動員配備伝達系統

3 避難誘導等に従事する者の安全の確保

避難広報や避難誘導等に従事する者は、あらかじめ活動可能時間を定め、活動可能時間が経過した場合は、躊躇することなく活動を中止し安全な場所へ退避する。

4 津波情報等の収集・伝達

(1) 情報の種類と発表基準、発表される津波の高さ

気象庁が発表する津波警報等は、次表のとおりとなっている。尚、当町の津波予報区は「北海道太平洋沿岸西部」となっている。

表 気象庁が発表する津波警報等

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ	
		数値での発表 (津波の高さの予想の区分)	巨大地震の場合の発表
大津波警報 (特別警報)	予想される津波の高さが高いところで3 mを超える場合	10m超 (10m < 予想高さ)	巨大
		10m (5 m < 予想高さ ≤ 10m)	
		5 m (3 m < 予想高さ ≤ 5 m)	
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1 mを超え、3 m以下の場合	3 m (1 m < 予想高さ ≤ 3 m)	高い
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1 m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1 m (0.2m ≤ 予想高さ ≤ 1 m)	表記しない

(2) 津波情報等の収集・分析・伝達等

次の情報を迅速に収集し、津波予想に関する情報は防災行政無線により町内全域に伝達する。

- ア 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報
- イ 各地の満潮時刻および津波到達予想時刻に関する情報
- ウ 沿岸や沖合の津波観測に関する情報
- エ 津波に関するその他の情報

また、津波予報、津波情報の伝達系統および伝達方法は次のとおりとする。

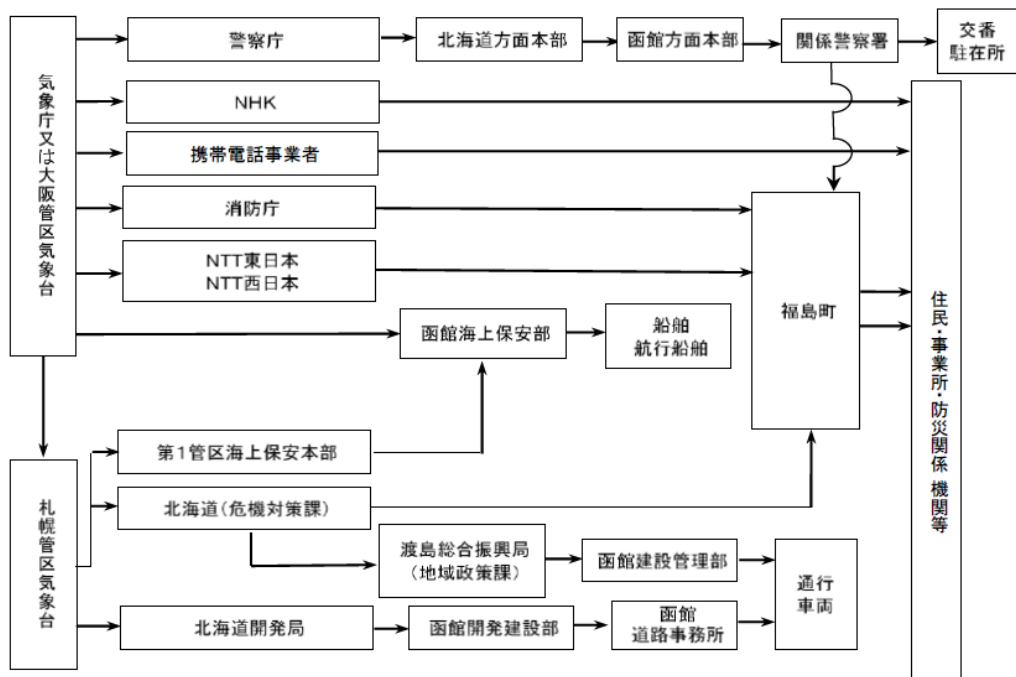


図 津波予報、津波情報の伝達系統および伝達方法

※北海道から町への伝達は、北海道総合行政情報ネットワークシステムによる。

(3) 海面監視

津波に関する警報等が発表された場合、町および消防署は監視にあたる職員の安全を十分確保のもと、原則として津波浸水想定区域外の高台から海面監視を行う。

表 海面監視の場所と担当部署

監視場所		担当部署
海面監視	福島漁港を眺望する高台	産業課・福島消防署
	吉岡漁港を眺望する高台	

(4) 避難者の安否情報の収集

避難所配置の職員は、避難所に避難した住民から家族等の安否を確認し、災害対策本部に報告する。

第4章 避難指示の発令

津波警報等の発表または津波が発生するおそれがある場合において、避難対象地域の居住者や滞在者、その他の者に対して避難指示を発令するものとする。

1 避難指示の発令基準

避難指示の発令の判断基準は気象庁発表種類別に次のとおりとする。

ただし、基準に該当しない場合であっても、現地の状況を総合的に勘案した上で、必要に応じて避難指示を発令するものとする。

表 気象庁発表種類別の発令基準

気象庁発表の種類	町の発令基準	内容
大津波警報	避難指示	避難対象地域の全住民に対して発令し、直ちに高台等安全な場所に避難するよう指示する。
津波警報	避難指示	
津波注意報	避難指示	
遠地津波に関する情報	—	避難先や避難経路等について確認するよう呼びかける。

※避難指示：市町村長が住民に対して危険地域からの立ち退きを指示する情報（災害対策基本法第60条第1項に基づく）

2 避難指示の伝達方法

住民等への「避難指示」の発令および解除の伝達方法は、次のとおりとする。

(1) 発令時期、避難指示の発令手順

避難指示の発令および解除については、町長が基準に該当する事態を認知した時点で速やかに行うものとする。尚、町長が不在または連絡が取れない状況の場合は、副町長、総務課長の順に代行する。

(2) 住民等への伝達

避難指示が発令された場合は、以下の方法で住民等へ伝達する。

- ① J-ALERT による警報等の放送
- ② 同報系防災行政無線や戸別受信機等による避難指示の発令放送
- ③ 広報車による避難指示の発令広報
- ④ 自主防災組織（町内会）への補完連絡
- ⑤ 各種携帯電話会社が提供している緊急速報エリアメールの配信

(3) 関係機関への伝達

避難指示が発令された場合は、以下の関係機関へ各担当課から伝達する。

表 伝達先と担当部署

伝達先	担当課
各小中学校および高等学校 (福島町立福島小学校) (福島町立吉岡小学校) (福島町立福島中学校) (北海道福島商業高等学校)	教育委員会事務局
社会福祉協議会および陽光園	福祉課
福島吉岡漁業協同組合	産業課

(4) 避難所への伝達

避難指示が発令された場合は、「福島町地域防災計画 第4章 第6節 避難対策計画」に基づき、指定避難所の管理者等に対し、避難所の開設、運営準備等について速やかに連絡・指示を行うものとする。

3 避難指示の解除

避難指示の解除は、津波警報等の解除の発表に基づき行うものとする。ただし、津波により浸水被害が確認される区域においては、津波警報等の解除に加えて区域内の浸水が解消された段階で行うものとする。

尚、避難指示の解除はあくまで津波からの一時的な退避の指示を解除することであり、指定避難所など避難先の閉鎖とは異なることに注意すること。

第5章 津波対策の教育・啓発

津波防災啓発において最も大切なことは、「自らの命は自らが守る」という観点に立って、住民等に対して津波発生時に円滑な避難を実施するために、津波の危険性、津波避難計画等について啓発、教育を実施する。

- (1) 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、または弱い地震であっても長時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで近くの高台など、安全な場所に避難することを徹底する。
- (2) 家庭、地域社会（自主防災組織、町内会）、事業所等を対象とした普及啓発を行い、地域防災力の向上に努める。
- (3) 平常時における津波災害に対する防災意識の向上を図るため、海拔表示標識や避難路・避難所標識を計画的に設置する。また、避難先の集約により廃止となった避難場所およびその周辺に設置されている避難路・避難所標識については、撤去を行うとともに、その利活用方法について検討する。

表 福島町内における海拔表示プレートの設置施設（状況）一覧

施設名	住所	海拔表示
松浦・吉野町内会館	福島町字松浦 3 8 9 番地 1	4m
館崎 2・3 町内会館	福島町字館崎 6 7 5 番地	4m
旧吉岡支所	福島町字館崎 3 5 0 番地 1 5	4m
吉岡温泉 ゆとらぎ館	福島町字吉岡 3 0 3 番地	9m
吉岡小学校	福島町字吉岡 2 5 2 番地	6m
旧白符小学校（チロップ館）	福島町字白符 4 4 2 番地	6m
日向町内会館	福島町字日向 4 6 0 番地 1	3m
福島漁村センター	福島町字福島（福島漁港施設用地内）	2m
福島町役場	福島町字福島 8 2 0 番地	7m
横綱千代の山・千代の富士記念館	福島町字福島 1 9 0 番地	4m
青函トンネル記念館	福島町字三岳 3 2 番地 2	5m
福島小学校	福島町字月崎 3 5 7 番地	4m
福島中学校	福島町字月崎 3 2 2 番地 1	4m
丸山町内会館	福島町字月崎 3 6 3 番地 7 9	6m
月崎 2 町内会館	福島町字月崎 3 6 3 番地 4 7	4m
浦和町内会館	福島町字浦和 2 8 6 番地	5m
新栄町会館	福島町字三岳 8 4 番地	7m
生活支援ハウス	福島町字三岳 1 5 9 番地 1 0	8m
福祉センター	福島町字三岳 3 2 番地 3	6m
総合体育館	福島町字三岳 2 5 番地 5	6m

表 福島町内における海拔表示プレートの設置電柱（状況）一覧

住所	電柱番号	海拔表示
福島町字館崎 6 6 番地付近電柱	20-11-29-92-50-74	3m
福島町字豊浜 5 4 番地付近電柱	20-11-39-63-74-36	3m
福島町字宮歌 1 1 3 番地付近電柱	20-11-49-57-77-67	3m
福島町字白符 5 1 8 番地付近電柱	20-12-50-50-46-56	4m
福島町字福島 1 2 5 番地 2 付近電柱	20-12-70-36-43-95	3m
福島町字福島 4 6 番地 4 7 付近電柱	20-12-70-28-68-57	3m
福島町字月崎 1 1 0 番地 1 3 付近電柱	20-12-71-93-17-17	4m

表 各避難路・避難所標識の存続・廃止方針一覧

番号	名称	方針	番号	名称	方針
1	町道松浦2号線高台	存続	14	吉岡小学校グラウンド	廃止
2	石川宅横高台	廃止	15	佐藤宅横高台	廃止
3	旧山口宅裏高台	廃止	16	工藤宅横高台	廃止
4	新山水産裏町道高台	廃止	17	木村宅裏高台	廃止
5	吉野墓地高台	廃止	18	旧戸澤宅横高台	廃止
6	旧佐藤宅横高台	廃止	19	旧富山宅裏高台	廃止
7	三鹿宅横高台	廃止	20	三関宅国道向高台	廃止
8	旧中山宅横高台	廃止	21	旧角谷宅横裏高台	廃止
9	石岡宅横高台	廃止	22	小鹿宅裏高台	廃止
10	菊地宅裏町道高台	廃止	23	小笠原宅裏高台	廃止
11	福土宅前町道高台	廃止	24	福島町役場駐車場	廃止
12	柳谷宅前町道高台	廃止	25	旧浦和小学校グラウンド	廃止
13	トンネルメモリアルパーク	存続			

(4) 冬季を想定した避難の備えの啓発や、徒歩避難者、自動車避難者が適切に避難できるよう、地震や津波に対する正しい知識や、発災時の対応（避難先、避難経路など）方針など防災知識の普及啓発を図る。

(5) 町は、学校教育等を通じて、児童、生徒に対して地震、津波に関する正しい知識や避難の方法等、自らの身を守るための防災教育を推進する。

第6章 津波避難訓練の実施

津波避難訓練は、地区の実情に応じた訓練実施体制、参加者、訓練の内容等を検討し、多くの町民が参加できる地域単位の訓練を基本に毎年1回以上実施するように努めるものとする。

特に、避難行動に支障をきたすと考えられる冬季の実施に配慮する。

また、避難訓練は地域住民が参加しやすい時間に設定するとともに、訓練参加者には、津波に関する啓発についても実施する。

尚、避難訓練実施にあたっては、別途訓練要領を作成し実施する。

その他、町内の小中学校・高校や各町内会での訓練が実施される場合は、物品の貸出や講師派遣等の支援体制を整えるよう努めるものとする。

第7章 積雪・寒冷地対策

1 冬季道路交通の確保

関係機関等が所管する緊急輸送道路や避難所のアクセス道路について除雪体制を確認する。また、道路の流雪溝の状況についても把握する。

2 避難対策、避難生活環境の確保

積雪等による避難困難集落を把握する他、指定避難所や津波一時避難場所（重点）における暖房設備および暖房用燃料など最低限の備蓄や、避難生活環境の確保に努める。（現在は福島町役場裏、吉岡総合支所に備蓄品を整備）

また、町民に対しては、平時から防寒具など、積雪寒冷期の避難時に携行すべき物品についての普及啓発を図る。

3 電力の確保

電力供給機能が停止した場合の早期復旧対策を関係機関と事前確認する。

4 緊急通信ネットワークの確保

通信機器が停止した場合の住民への緊急情報の伝達手段を確保する。

5 雪崩対策

雪崩危険箇所の把握、緊急点検体制、応急対策の実施、避難場所への適切な誘導経路を確認する。

6 救助・救出体制の強化

積雪時は、自力脱出困難者の救助、救出が困難になることが想定されることから、救助、救出技術の高度化や体制の強化に努める。

第8章 その他の留意点

1 冬季道路交通の確保

避難対象地域内における避難行動要支援者の現状把握に努めるとともに、地域と共同して避難行動の援助について定める。

2 避難行動要支援者の避難対策

避難行動要支援者の避難計画は、「福島町地域防災計画 第3章 第15節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画」によることとする。

3 地域コミュニティにおける防災活動の推進

大きな災害ほど、住民は「自らの命（地域）は自ら守る」という防災の原点に立って、自ら災害に備えるとともに、自発的に地域の防災活動に寄与することが求められる。

そのために自助の徹底とともに地域住民がお互いに助け合い、協力しながら円滑に防災活動を行うため啓発活動を推進する。

第9章 地区津波避難方針

津波避難のあり方は地域の状況によってそれぞれ異なることから、より具体的かつ実行性のある計画とするために、地区別のシミュレーション結果および各町内会の方々の意見交換会などを踏まえ、地区別の津波避難困難地域および津波避難方針を策定した。

津波の避難困難地域 & 避難方針の考え方

津波避難困難地域の考え方

津波避難困難地域とは…

最大クラスの津波想定において、津波が到達するまでに安全な場所に逃げるのが難しい地域を指します

※安全な場所：避難対象地域の外、避難目標地点、津波一時避難場所など

地区別の考え方

町内の地区を「市街地部」「沿岸部」に分けて検討します

＜市街地部＞

館古・三岳・新栄・福島・緑町・丸山回地・月崎

＜沿岸部＞

松浦・吉野・館崎・吉岡・豊浜・宮歌・白符・日向・塩釜・浦和・岩部

【沿岸部】地区の中で、一部でも避難困難地域があれば【町内会一帯】を津波避難困難地域として検討する

【市街地部】地区の中で、津波避難困難地域とそれ以外の地域を分けて検討する

季節別の考え方

「夏季」「冬季」に分けて検討します

	夏季	冬季
避難可能距離	避難先から500m (直線距離で333m)	避難先から400m (直線距離で267m)
避難開始時間	地震発生から5分後	地震発生から7分後
歩行速度	1.0m/秒	0.8m/秒
津波到達時間	地震発生から17分後	

津波避難方針の考え方

福島町における津波避難方針について…

原則は徒歩避難としますが、以下の場合は車による避難を推奨するものとします

津波避難困難地域から避難する場合

沿岸部から避難する場合

自力で避難することができない方を避難させる場合

徒歩で避難することによって避難に多くの時間を要する方の場合

避難先・避難路の考え方

「安全性」「機能性」が極力確保されている場所・道路を設定するように努めます

	安全性の確保	機能性の確保
避難先	・安全区域内(浸水想定区域外)に立地	・十分な避難スペースの確保 ・避難先の入口等が明確 ・車避難に対応可能な機能(駐車場など)の確保
避難路	・海岸、河川沿いの道路は避難路としない ・津波の進行方向と同方向へ避難するように指定、設定	・周辺における避難誘導標識や同報無線等の設置

その他整備・平時の活用

津波避難方針の検討に併せて、「その他整備方針」(標識の設置など)「平時の活用方針」(老朽施設の除却・跡地活用など)についても検討します

津波の避難困難地域 & 避難方針の考え方

津波避難困難地域の考え方(詳細)

福島町における津波避難困難地域は、津波浸水深が確認できる範囲の内、避難先(避難目標地点・津波一時避難場所など)へ徒歩で避難可能と想定した距離の範囲を除いた地域とした。

	夏季	冬季
沿岸部	避難先(津波一時避難場所など)から半径333mの範囲	避難先(津波一時避難場所など)から半径267mの範囲
市街地部	避難目標地点から半径333mの範囲	

※沿岸部：町内会のうち、一部でも避難困難地域があれば【町内会一帯】を津波避難困難地域として検討する

※市街地部：町内会のうち、津波避難困難地域とそれ以外の地域を分けて検討する

津波到達時間

福島町においては、津波浸水想定図の「津波第一到達時間」の最短時間とする。

・吉野：17分、吉岡：19分、福島漁港：20分、月崎：22分、浦和：22分、岩部漁港：26分
⇒福島町では津波到達時間を「17分」とする

歩行速度・避難開始時間の設定

＜歩行速度＞

・夏季は1.0m/秒(北海道津波避難計画策定指針)、冬季は0.8m/秒(中央防災会議防災対策実行会議日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震対策検討ワーキンググループより、積雪時の移動速度は東日本大震災の平均移動速度から2割低下)とする。

＜避難開始時間＞

・夏季は地震発生から5分後、冬季は7分後とする。(北海道津波避難計画策定指針)

	避難する	避難するがすぐには避難しない(有事後避難)	切迫避難あるいは津波が到達してから避難
昼	5分⇒7分(冬季)	15分⇒17分(冬季)	津波が到達してから避難
夜	10分⇒12分(冬季)	20分⇒22分(冬季)	

避難可能距離の設定

避難可能距離 = 歩行速度 × 避難可能時間 避難可能時間 = 津波到達時間 - 避難開始時間
(北海道津波避難計画策定指針)

「津波避難対策推進マニュアル検討会 報告書(平成25年3月消防庁国民保護・防災防犯課)」では、避難できる限界の距離は、最長で500mを目安とすることが示されている。

本計画では、避難可能距離が500m以上の場合は500m(夏季)を避難できる限界の距離とした。(冬季は歩行速度が低下することを踏まえ、避難可能距離を400mとする。)

また、実際の移動は直線での移動ではなく、最短の道に沿って移動するため、避難可能距離を1.5で除した値の範囲を避難可能な上限距離とした。

津波避難方針の考え方(詳細)

福島町における津波避難は原則徒歩避難とするも、以下の場合は車による避難を推奨するものとする。

- ・津波避難困難地域から避難する場合
- ・沿岸部から避難する場合
- ・避難行動要支援者など自力で避難することができない方を避難させる場合
- ・要配慮者等が徒歩で避難することによって避難に多くの時間を要する場合

※避難先までの距離が相当ある場合や、避難行動要支援者等の円滑な避難が非常に困難で、かつ自動車などを利用した場合であっても、渋滞や交通事故のおそれ、又は徒歩による避難者の円滑な避難を妨げるおそれがある場合は、町内会等にその実情に応じた避難方法や協力体制をあらかじめ検討し、相互共有しておくものとする。

避難先の設定

避難所としての安全性に加えて機能性が確保されている場所を設定するように努める。

＜安全性の確保＞

- ・避難先での物品の置置又は地震による落下等により避難上の支障を生じさせないこと。
- ・安全区域内(浸水想定区域外)に立地すること。

＜機能性の確保＞

- ・避難者一人あたり十分なスペースが確保されていることが望ましい。
- ・指定緊急避難場所の表示があり、入口等が明確であることが望ましい。
- ・車避難に対応可能な機能(駐車場など)が十分に確保されていることが望ましい。

避難路等の設定

避難に必要な安全性や機能性が極力確保されている道路等を避難路として設定する。

＜安全性の確保＞

- ・山・崖崩れ、建物の倒壊、転倒・落下物等による危険が少なく、幅員が広いこと。
- ・橋梁(跨線橋等)を有する道路を指定する場合は、その耐震性が確保されていること。
- ・海岸、河川沿いの道路は原則として避難路としない。
- ・避難路は原則として、津波の進行方向と同方向に避難するように指定、設定する。

＜機能性の確保＞

- ・円滑な避難ができるよう、避難誘導標識や同報無線等が周辺に設置されていること。

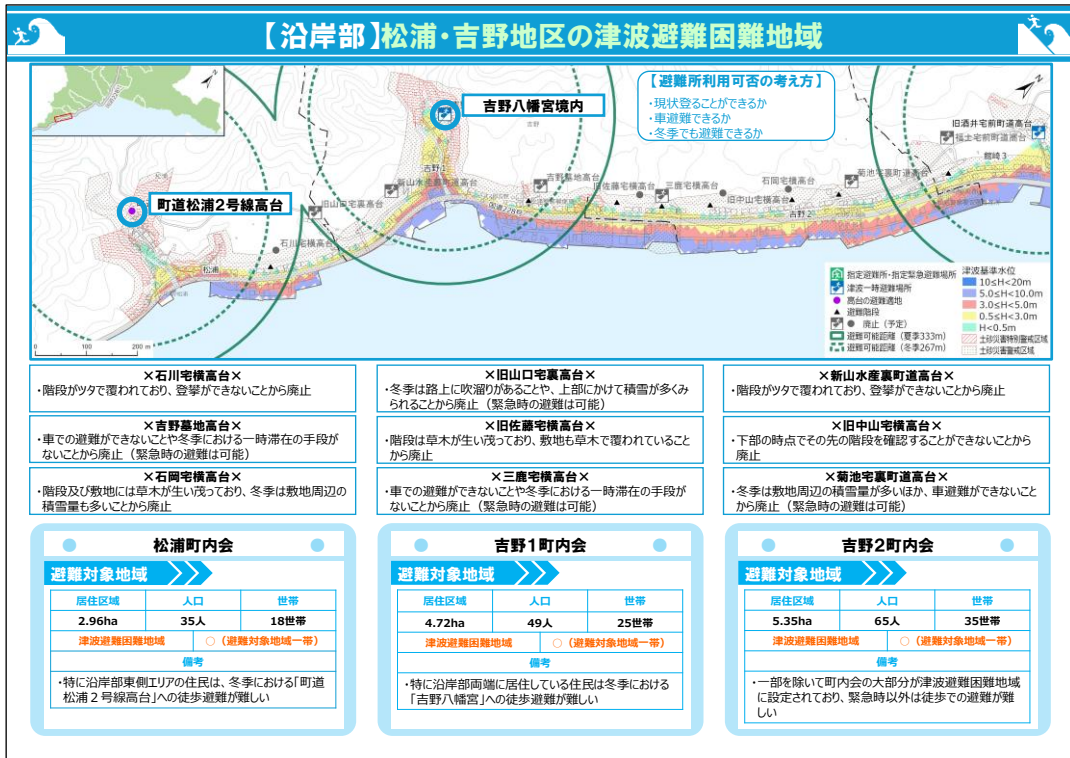
その他整備・平時の活用

- ・その他整備として町道の拡幅や標識の新規設置、長期滞在可能な拠点整備などが挙げられる
- ・平時の活用としては、トンネルEJアルル(一)の新たな用途(キャンプ場など)の付与や福島町生活改善センターの除却及び跡地活用(防災公園など)などが挙げられる。

1 松浦・吉野地区（沿岸部）

地区内の3町内会は津波避難困難地域に位置付けており、なかでも吉野2町内会はエリアの大部分が津波避難困難地域に該当している。このため、緊急時を除いては徒歩による避難が困難な状況にある。

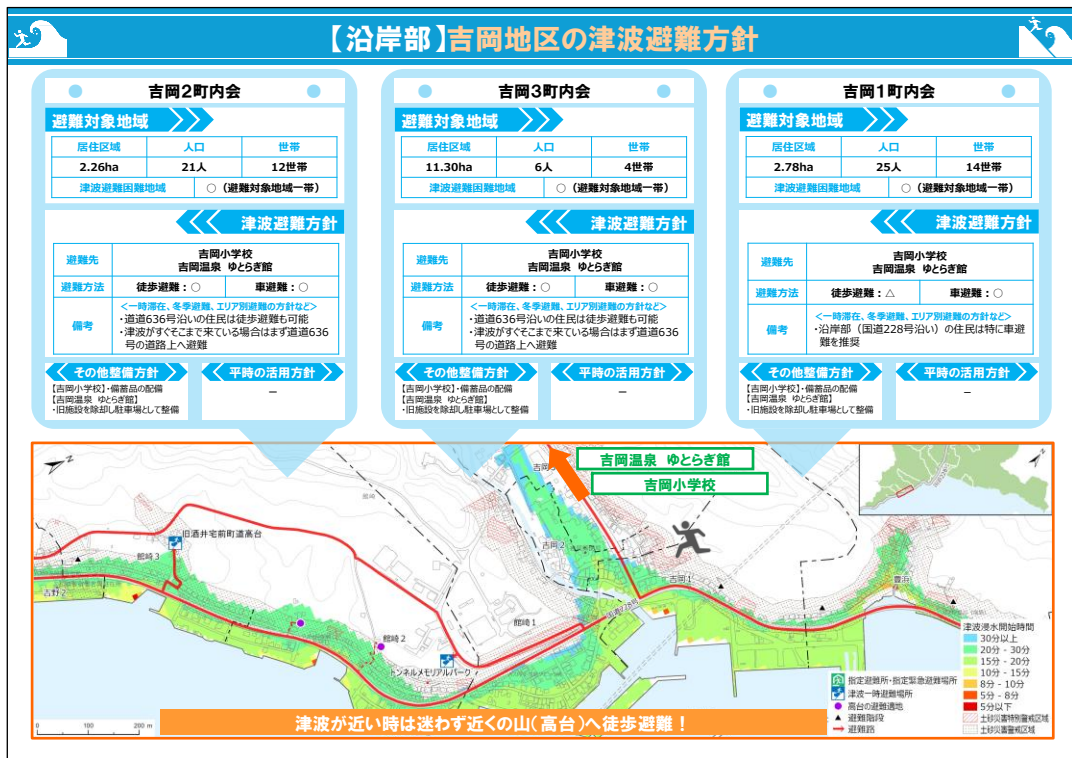
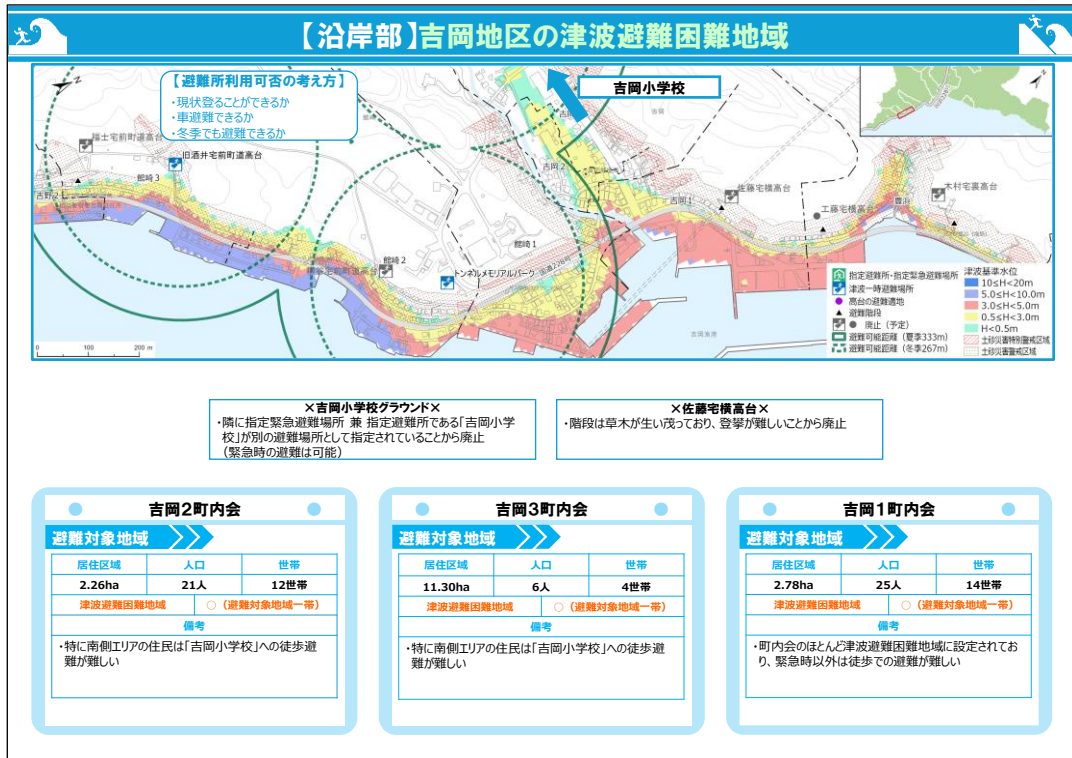
こうした状況を踏まえ、新たに「新山水産裏町道高台」を避難先として指定した他、特に吉野2町内会の住民については、緊急時を除いて「トンネルメモリアルパーク」への車避難を基本とする方針を策定した。



3 吉岡地区（沿岸部）

地区内の3町内会は津波避難困難地域に位置付けており、なかでも吉岡1町内会はエリアの大部分が津波避難困難地域に該当している。このため、緊急時を除いては徒歩による避難が困難な状況にある。

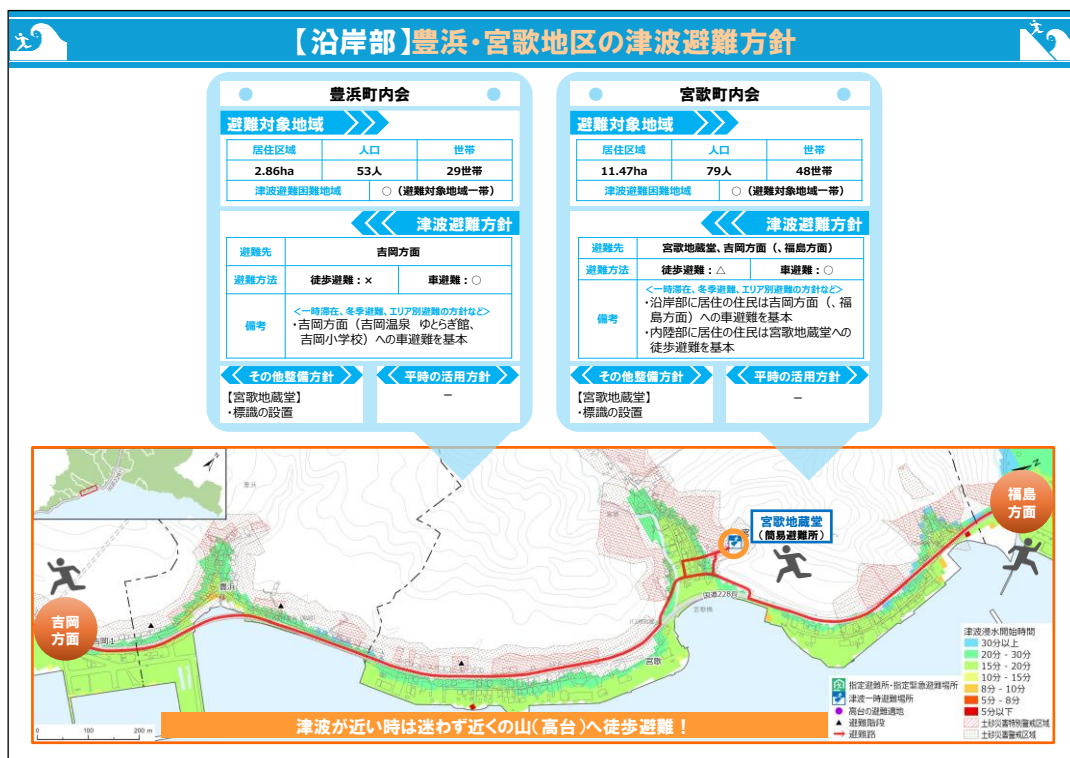
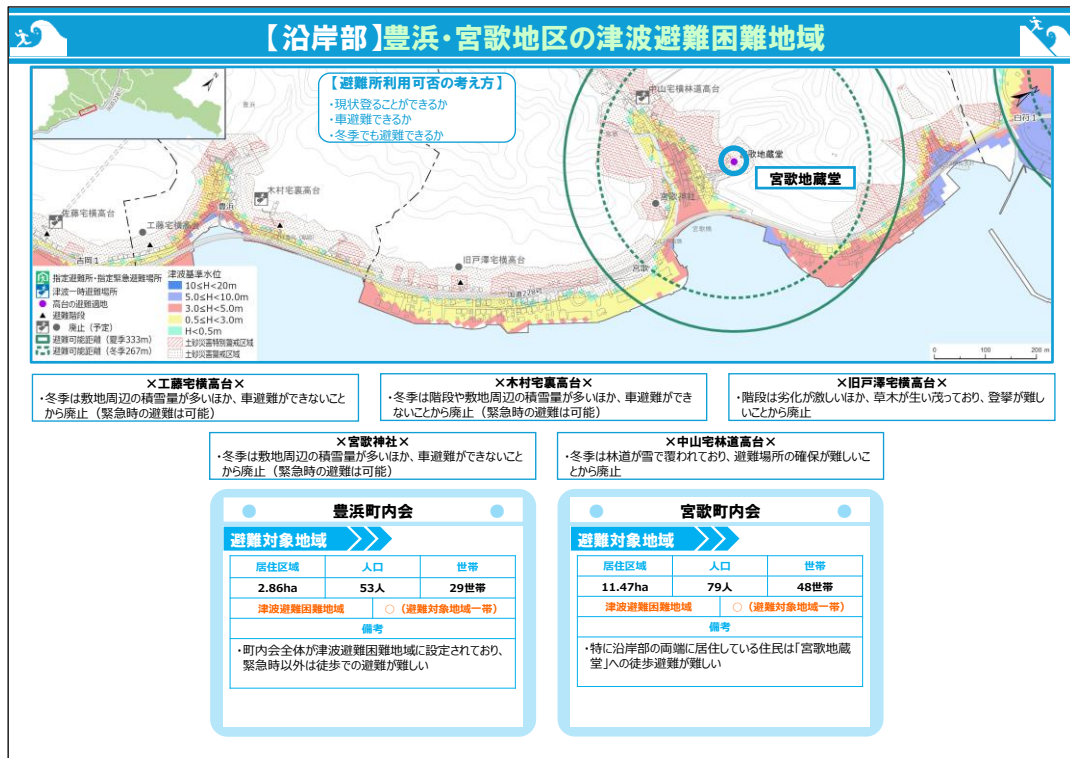
こうした状況を踏まえ、新たに「吉岡温泉 ゆとらぎ館」を避難先として指定した他、道道636号沿いの住民以外は「吉岡小学校」「吉岡温泉 ゆとらぎ館」への車避難を推奨する方針を策定した。



4 豊浜・宮歌地区（沿岸部）

地区内の2町内会は津波避難困難地域に位置付けており、宮歌町内会は沿岸部の大部分、豊浜町内会はエリア全域が津波避難困難地域に該当している。このため、緊急時を除いては徒歩による避難が困難な状況にある。

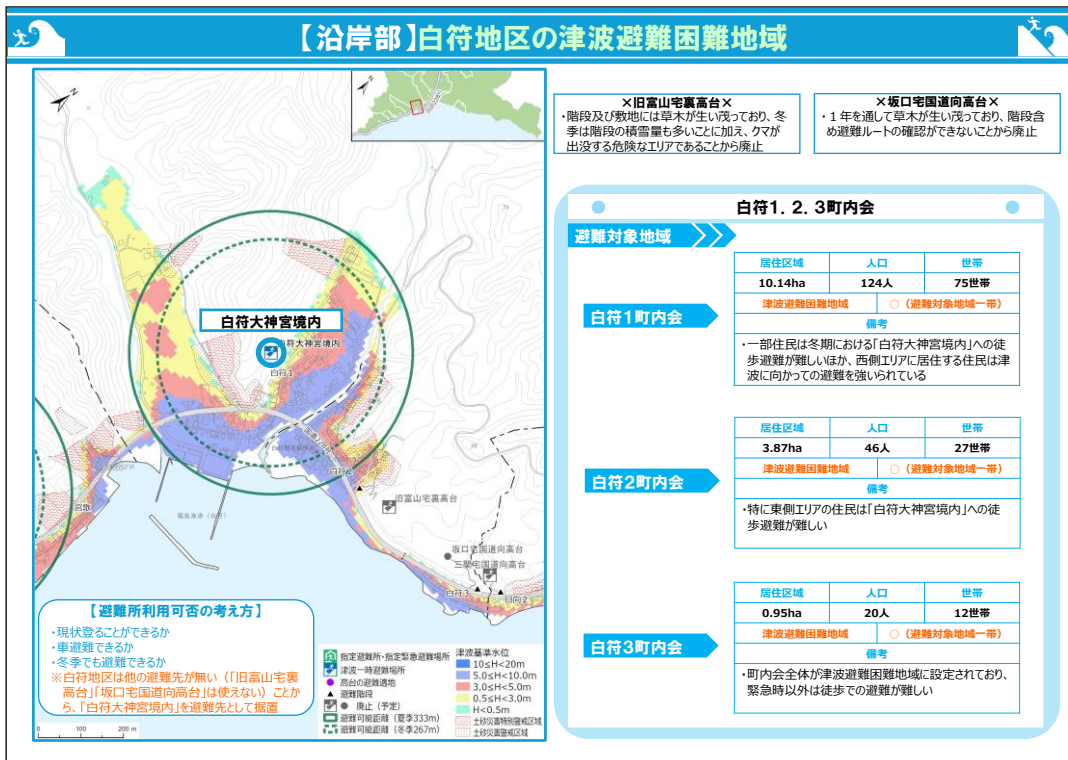
こうした状況を踏まえ、豊浜町内会の住民は吉岡方面へ、宮歌町内会のうち、沿岸部の住民は吉岡（・福島）方面への車避難を基本とする他、宮歌町内会のうち内陸部の住民は「宮歌地蔵堂」への徒歩避難を推奨する方針を策定した。



5 白符地区（沿岸部）

地区内の3町内会は津波避難困難地域に位置付けており、そのなかでも、白符3町内会はエリア全域が津波避難困難地域に該当している。このため、緊急時を除いては徒歩による避難が困難な状況にある。

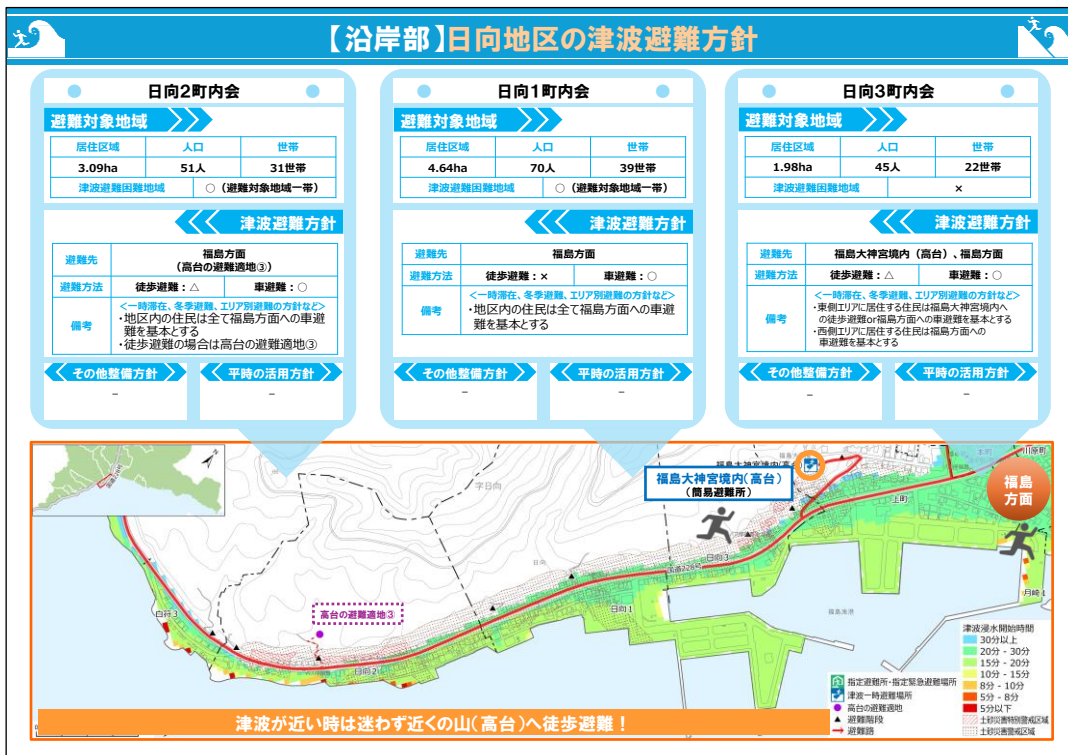
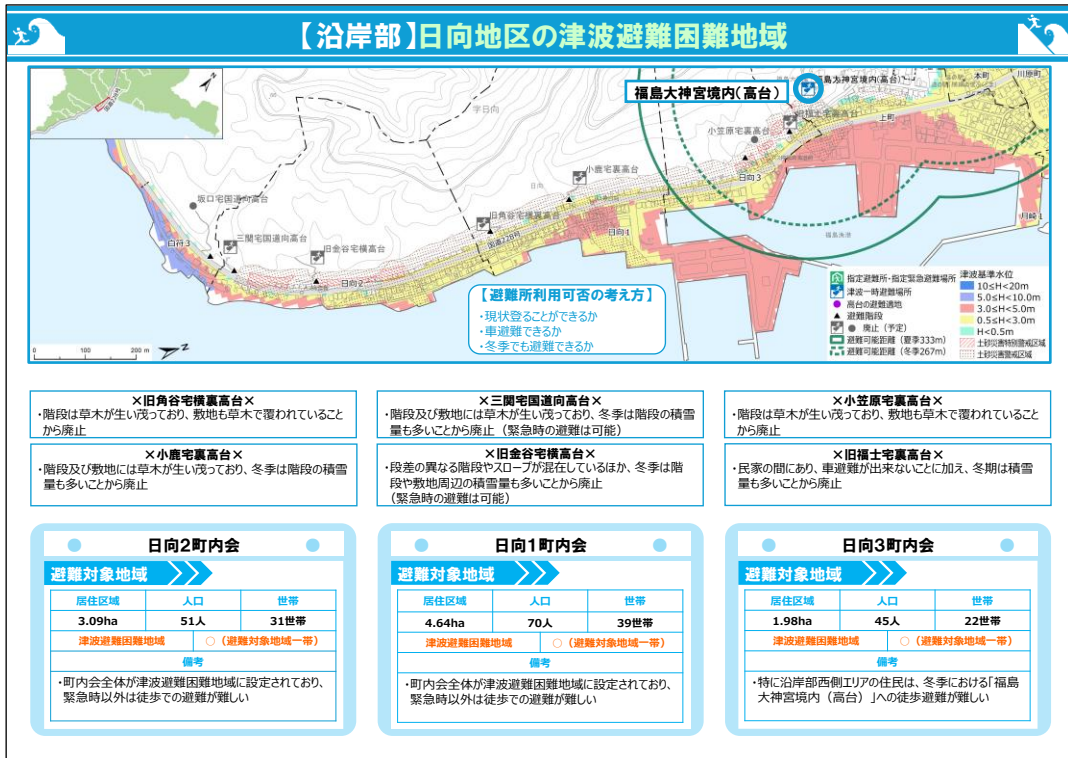
こうした状況を踏まえ、白符1町内会は吉岡（・福島）方面へ、白符2、3町内会は福島方面への車避難を基本とする他、「白符大神宮境内」周辺の住民（白符1町内会）は境内への徒歩避難を主とする方針を策定した。



6 日向地区（沿岸部）

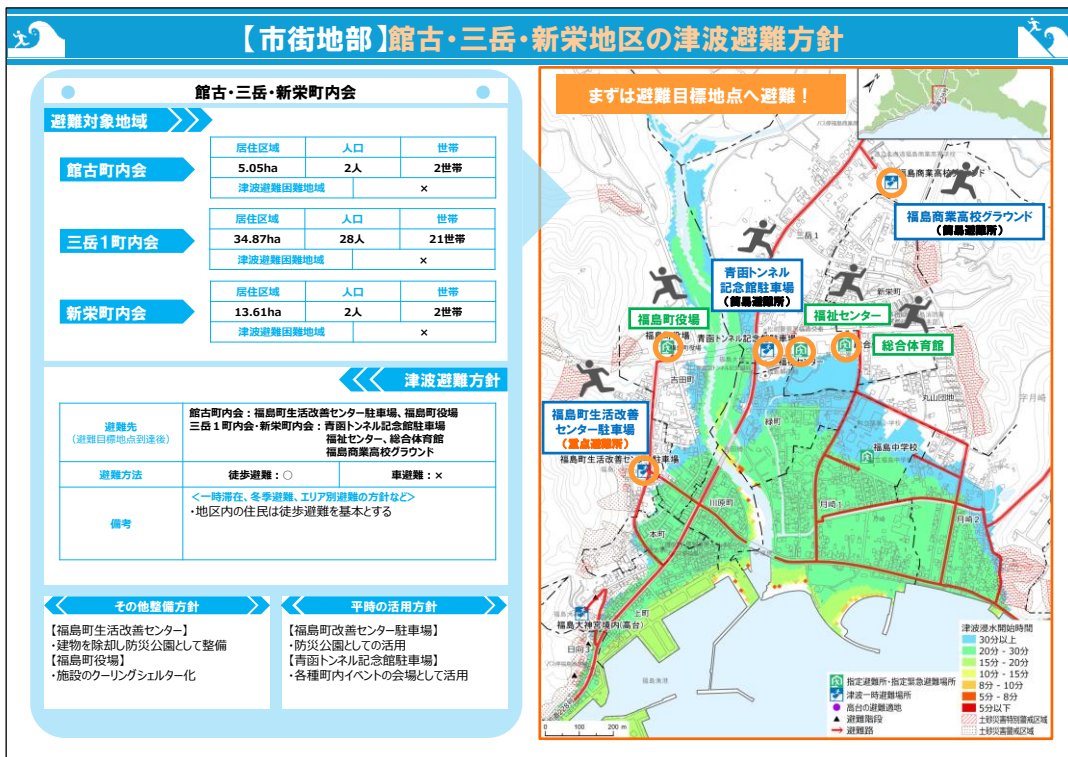
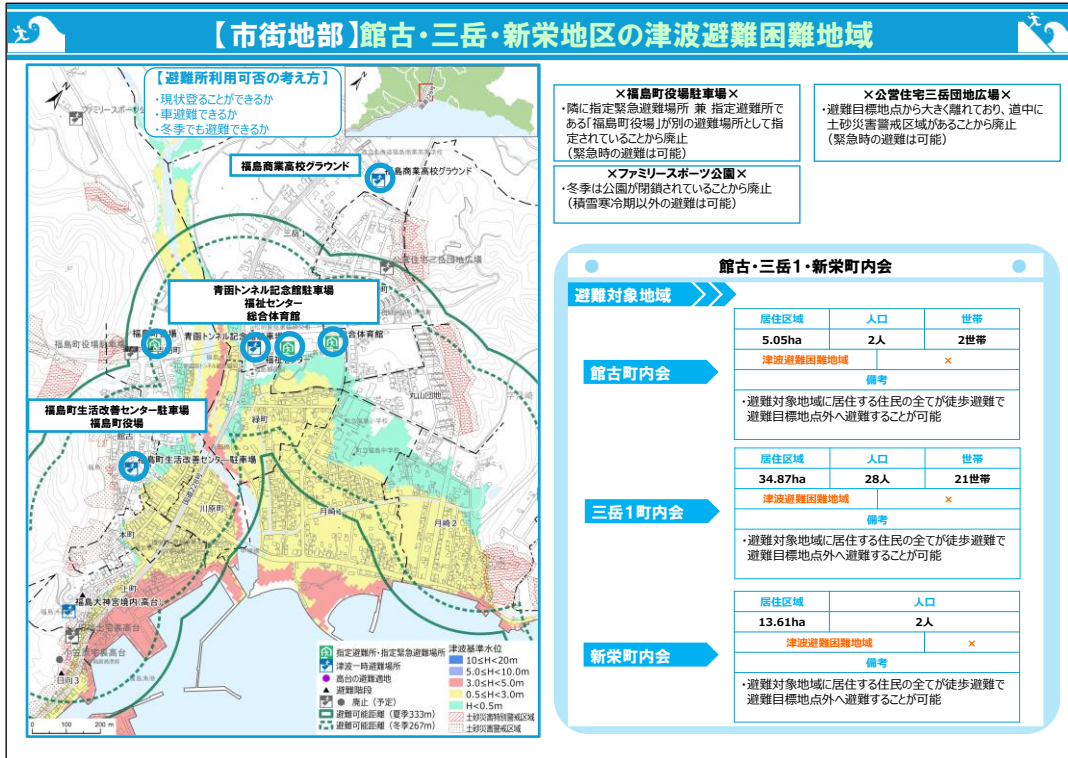
地区内の3町内会は津波避難困難地域に位置付けており、そのなかでも、日向1、2町内会はエリア全域が津波避難困難地域に該当している。このため、緊急時を除いては徒歩による避難が困難な状況にある。

こうした状況を踏まえ、地区全体として福島方面への車避難を基本とする他、日向3町内会の住民は「福島大神宮境内（高台）」へ、日向2町内会の住民は「高台の避難適地③」への徒歩避難を推奨する方針を策定した。



7 館古・三岳・新栄地区（市街地部）

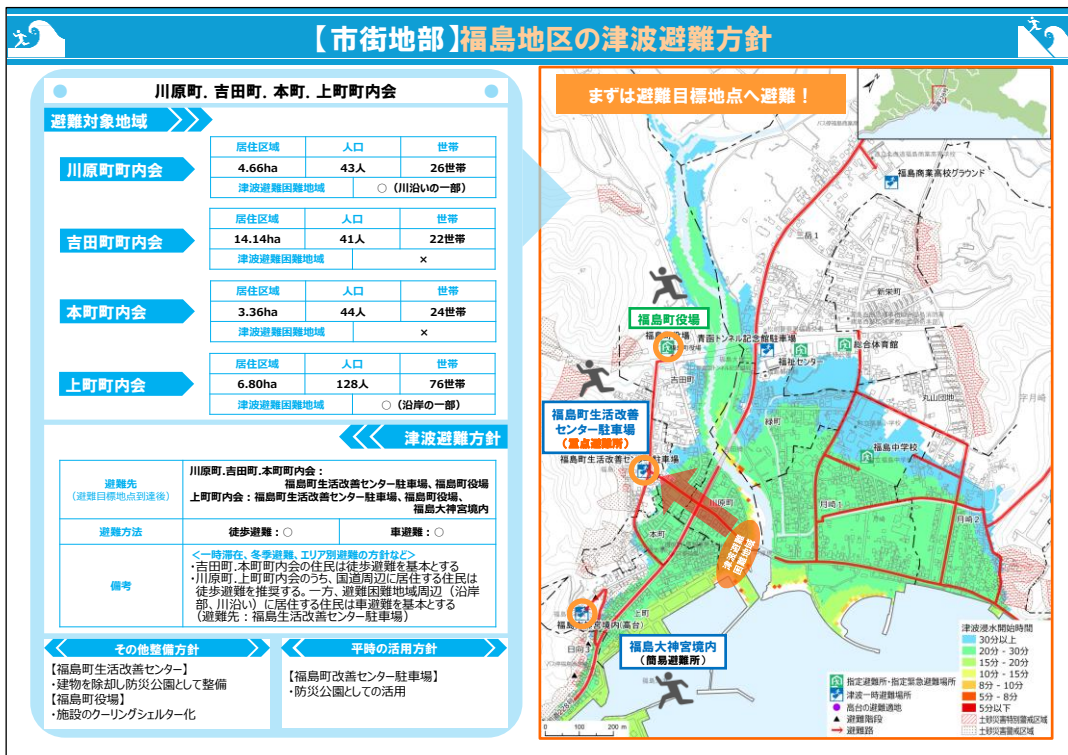
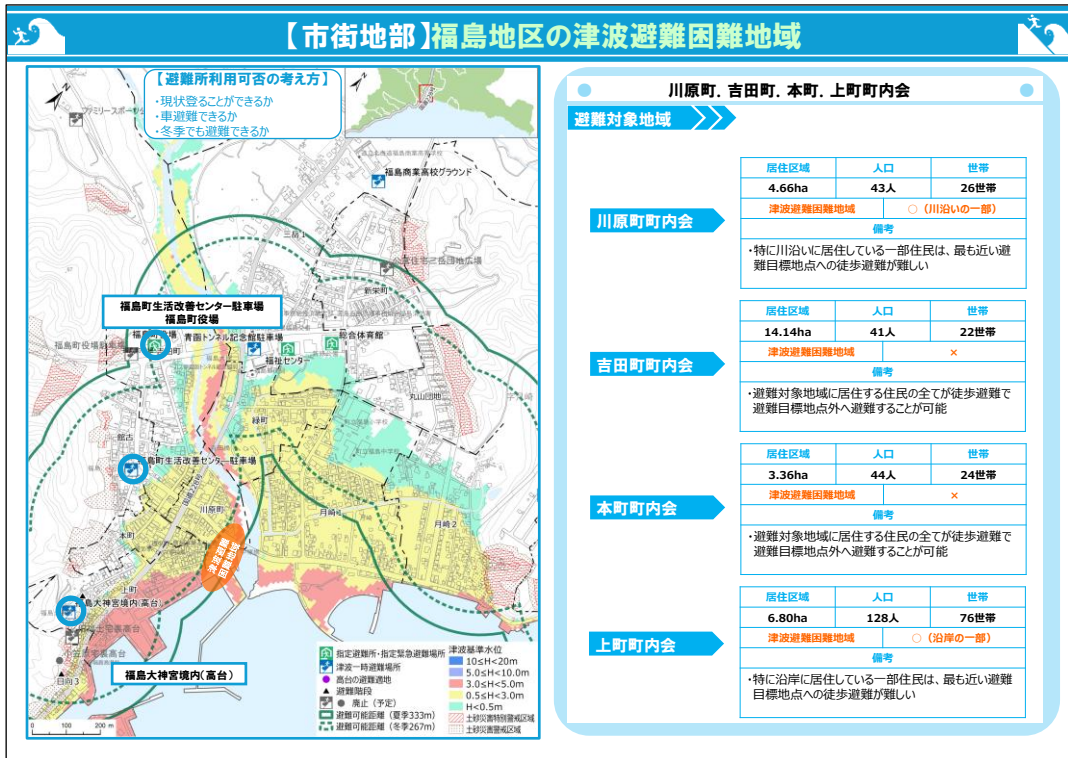
地区内の3町内会のなかに津波避難困難地域はなく、想定上では全員が避難先（避難目標地点）まで徒歩避難が可能となっている。尚、避難目標地点の先の避難先について、館古町内会は「福島町生活改善センター駐車場」「福島町役場」を、三岳1、新栄町内会は「青函トンネル記念館駐車場」「福祉センター」「総合体育館」「福島商業高校グラウンド」を推奨先としている。



8 福島地区（市街地部）

地区内では川原町、上町町内会の一部地域が津波避難困難地域に該当している。

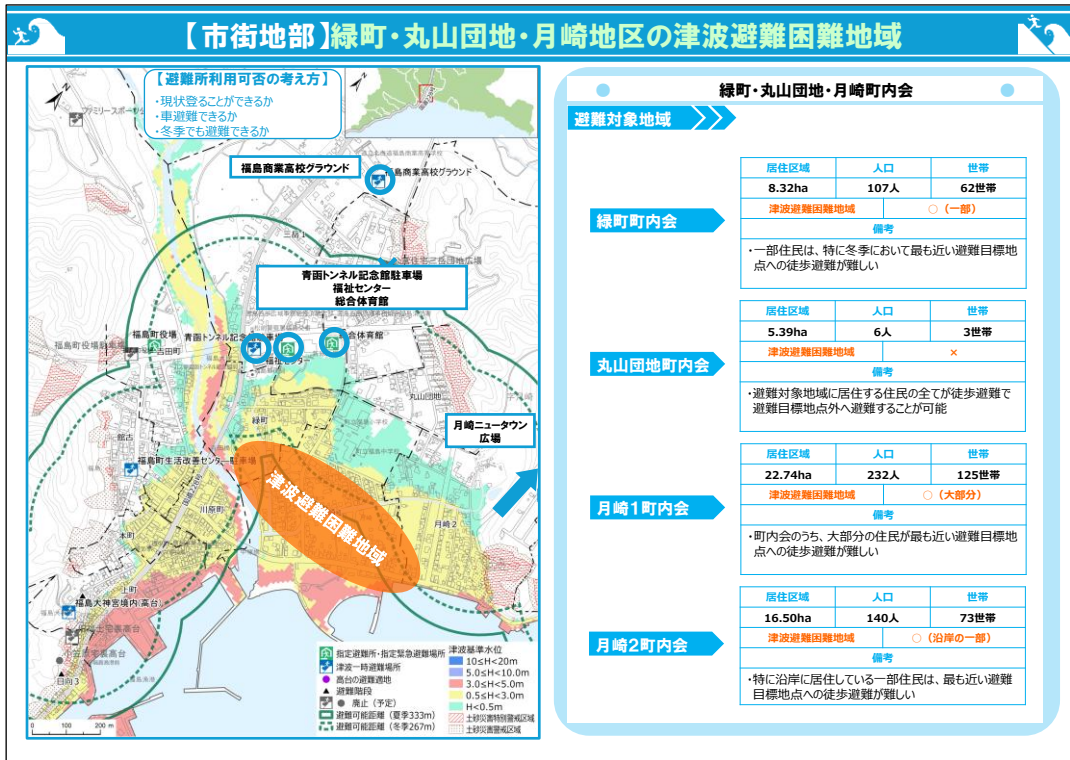
こうした状況を踏まえ、吉田町、本町町内会の住民は徒歩避難を基本とする一方、川原町、上町町内会の住民のなかで、国道周辺に居住している者は徒歩避難を、避難困難地域周辺（沿岸部・川沿い）に居住する者は車避難を基本とする方針を策定した。



9 緑町・丸山団地・月崎地区（市街地部）

地区内では月崎2、緑町町内会の一部および月崎1町内会の大部分の地域が津波避難困難地域に該当している。

こうした状況を踏まえ、緑町、月崎1、2町内会の住民は新たに指定した「福島中学校（2階以上）」もしくは避難目標地点への避難を基本とする方針を策定した。また、津波避難困難地域に居住している住民は「福島中学校（2階以上）」「月崎ニュータウン広場」への車避難を推奨とする方針を策定した。



緑町・丸山団地・月崎町内会

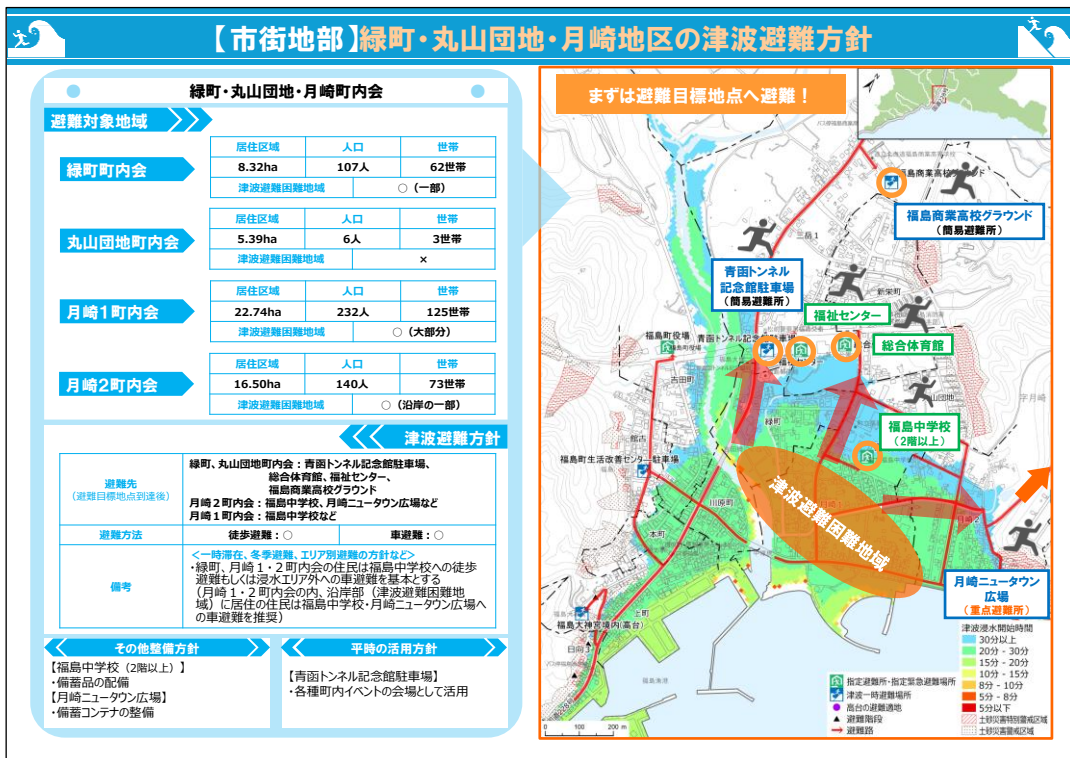
避難対象地域

居住区域	人口	世帯
8.32ha	107人	62世帯
津波避難困難地域		○（一部）
備考 ・一部住民は、特に冬季において最も近い避難目標地点への徒歩避難が難しい		

居住区域	人口	世帯
5.39ha	6人	3世帯
津波避難困難地域		×
備考 ・避難対象地域に居住する住民の全てが徒歩避難で避難目標地点外へ避難することが可能		

居住区域	人口	世帯
22.74ha	232人	125世帯
津波避難困難地域		○（大部分）
備考 ・町内会のうち、大部分の住民が最も近い避難目標地点への徒歩避難が難しい		

居住区域	人口	世帯
16.50ha	140人	73世帯
津波避難困難地域		○（沿岸の一部）
備考 ・特に沿岸に居住している一部住民は、最も近い避難目標地点への徒歩避難が難しい		



10 塩釜・浦和・岩部地区（沿岸部）

地区内の3町内会のなかに津波避難困難地域はなく、想定上では全員が避難先（指定避難所等）まで徒歩避難が可能となっている。尚、塩釜町内会のうち東側に居住している住民は「塩釜町内会館」への車避難を推奨するものとする他、浦和町内会の住民は「浦和町内会館」への避難の他にも道道532号を挟んで山側への徒歩避難も可能としている。

